

まちづくりの将来ビジョン(素案)に対するパブリック・コメントの結果

1 募集期間

平成16年10月1日(金)から11月1日(月)まで 32日間

2 募集の周知

合併協議会だより(10月1日号、10月15日号)、合併協議会ホームページ、各市町
広報紙(10月1日号)

3 素案の配布場所

相模原市 合併協議会事務局、行政資料コーナー、各出張所、各公民館

城山町 まちづくり課、情報コーナー、公民館図書室、保健福祉センター

津久井町 合併対策室、町政情報コーナー、串川支所、鳥屋支所、青野原支所、青根
支所、生涯学習センター、串川東会館、文化福祉会館

相模湖町 合併推進課、各公民館、さがみ湖リフレッシュセンター、相模湖交流セン
ター

4 募集方法

直接持参、郵送、ファックス、Eメール

5 意見提出状況

14人(50件)

6 意見の内訳(同じ内容の意見は集約した)

全 体	6件
策定の趣旨、方針(第1章-1、2)	3件
新市の将来像(第2章-1)	1件
市民参画・行財政(第2章-3)	2件
交通(第2章-2、第3章)	8件
都市基盤(第2章-2、第3章)	2件
自然・環境(第3章)	1件
産業・観光・土地利用(第2章-2、第3章)	4件
教育・文化(第2章-2、第3章)	4件
保健・医療・福祉(第3章)	4件
安全・安心(第2章-2)	1件
その他	2件
合 計	38件

7 結果の公表

提出された意見の概要及び提出された意見に対する協議会の考え方を公表する。

- (1) 合併協議会ホームページへの掲載
- (2) 素案を配布した場所での閲覧及び配布
- (3) 合併協議会だよりへの掲載

まちづくりの将来ビジョン(素案)に対するアンケート調査:結果概要

<調査概要>

相模原市、城山町、津久井町および相模湖町が合併したと仮定した場合に考えられる、新市の将来像やまちづくりのあり方についてまとめた「まちづくりの将来ビジョン(素案)」について、住民の意見を広く伺うとともに、ビジョンに反映することを目的として、アンケート調査を実施した。

このアンケート調査は、各市町の住民基本台帳に登録されている方の中から、平成16年4月1日現在で満18歳以上の1万人を無作為抽出し、郵送にてアンケートを配布した。その結果、無効90件(転出などによるアンケートの不達など)を除いた9,910件の配布に対して、22.5%の回答を得た。(下表参照)

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	合計
配布数	6,000件 (無効77件)	1,500件 (無効5件)	1,500件 (無効3件)	1,000件 (無効5件)	9,910件 (無効90件)
回収数	1,164件 (白票5件)	398件 (白票1件)	389件	276件 (白票1件)	2,227件 (白票7件)
回収率	19.7%	26.6%	26.0%	27.7%	22.5%

<アンケート結果>

各設問は、問5の自由回答を除いて、ビジョンの主要項目毎に回答者の感じ方(そう思う⇔そう思わない or 非常に興味がある⇔全く興味がない)を5段階で尋ねる方式である。

次ページより、白票を除く、有効回答数2,220件のアンケートの結果を示す。結果は棒グラフとレーダー図で示す。

➤棒グラフは、各設問について、**感じ方の回答状況**を割合で示している。

➤レーダー図は、各設問における感じ方について、下記の点数で重み付けし、**回答者全体の感じ方の平均値**を示している。概ね、平均値が5.0より大きい場合、肯定的な感じ方をされ、5.0より小さい場合、否定的な感じ方されていると捉えられる。

- ・ そう思う(非常に興味がある) = 10.0点
- ・ どちらかといえばそう思う(やや興味がある) = 7.5点
- ・ どちらでもない = 5.0点
- ・ どちらかといえばそう思わない(あまり興味がない) = 2.5点
- ・ そう思わない(全く興味がない) = 0点としたとき、

➤棒グラフとレーダー図の関連は、例えば、棒グラフで否定的な感じ方(どちらかといえばそう思わない+そう思わない)が、肯定的な感じ方(どちらかといえばそう思う+そう思う)より多い場合でも、強く肯定的な感じ方(そう思う)が多い場合、感じ方の平均値が5.0より大きくなる場合があり、「否定的に捉えている方が多いが、その事項について強く肯定的に捉えられている方がいる」といったことが分かる(逆の場合も同様である)。

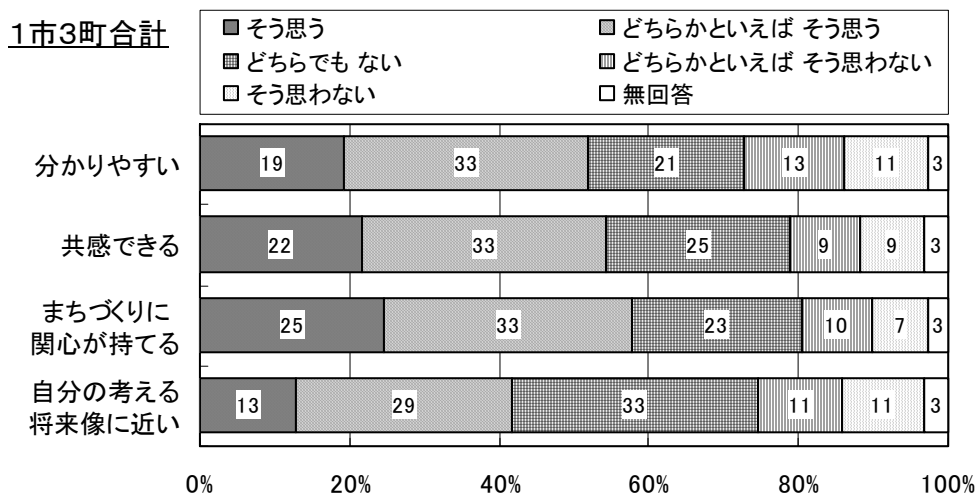
注: グラフにおいて、各回答の占める割合を%で示しているが、それらを足し上げたときに、

四捨五入の関係で必ずしも100%にならない場合がある。

問1 新市の将来像について

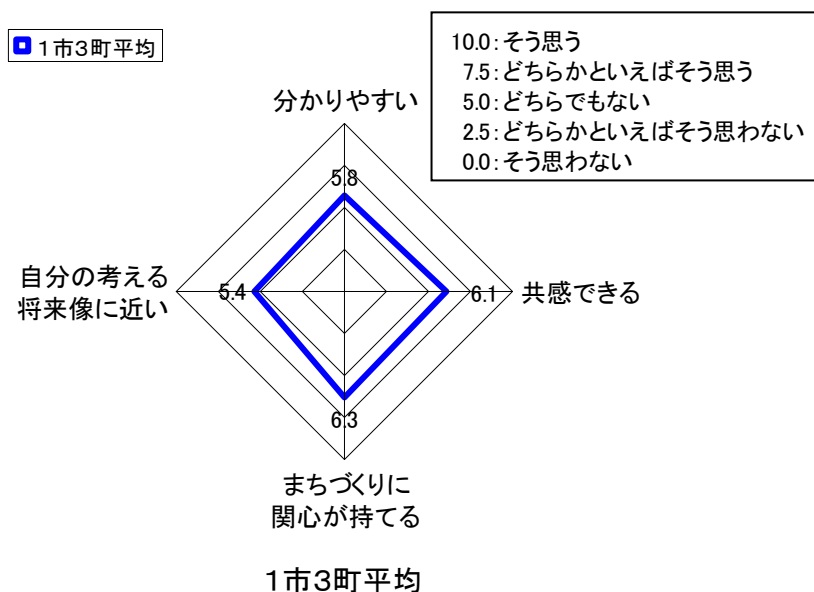
Q. 1市3町が合併した場合に考えられる「新市の将来像」を見て、どう感じますか。

◇「分かりやすい」「共感できる」「まちづくりに関心が持てる」は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせて5割を越えた。「自分の考える将来像に近い」も、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」をあわせて4割を越え、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」をあわせた2割を上回り、住民の方から、概ね新市にふさわしい将来像としてとらえられていることが分かった。



◇また、感じ方について、「そう思う」を10.0点とし、以下「どちらかといえばそう思う」=7.5点、「どちらでもない」=5.0点、「どちらかといえばそう思わない」=2.5点、「そう思わない」=0点としたとき、1市3町の住民の意見を平均したものを以下のグラフに示す。

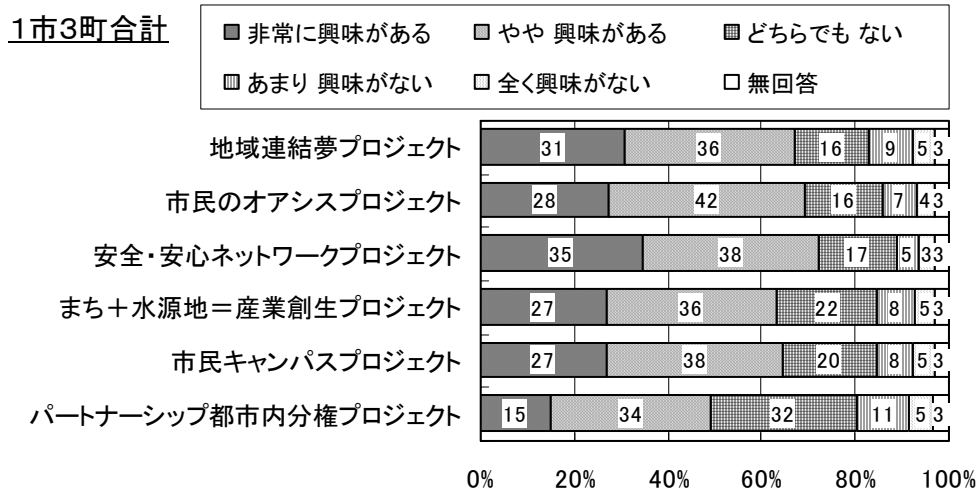
◇「共感できる」「まちづくりに関心が持てる」は6.1点以上となる。「分かりやすい」は5.8点。「自分の考える将来像に近い」は5.4と4項目の中では一番低い。



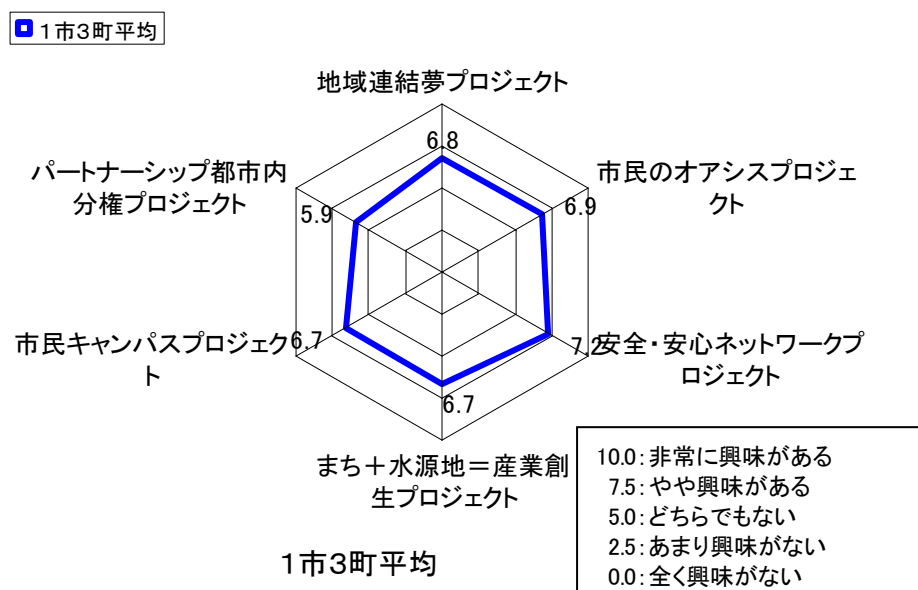
問2 合併シンボルプロジェクトについて

Q. 合併した場合に考えられるシンボリックな事業として「合併シンボルプロジェクト」の提案がされています。それぞれについて、あなたの印象をお答えください。

◇「非常に興味がある」、「やや興味がある」をあわせると、「安全・安心ネットワークプロジェクト」は7割を越え、住民の関心の高さが伺われる。ついで、「市民のオアシスプロジェクト」、「地域夢連結プロジェクト」が7割近い。一方、「パートナーシップ都市内分権プロジェクト」は5割未満にとどまった。



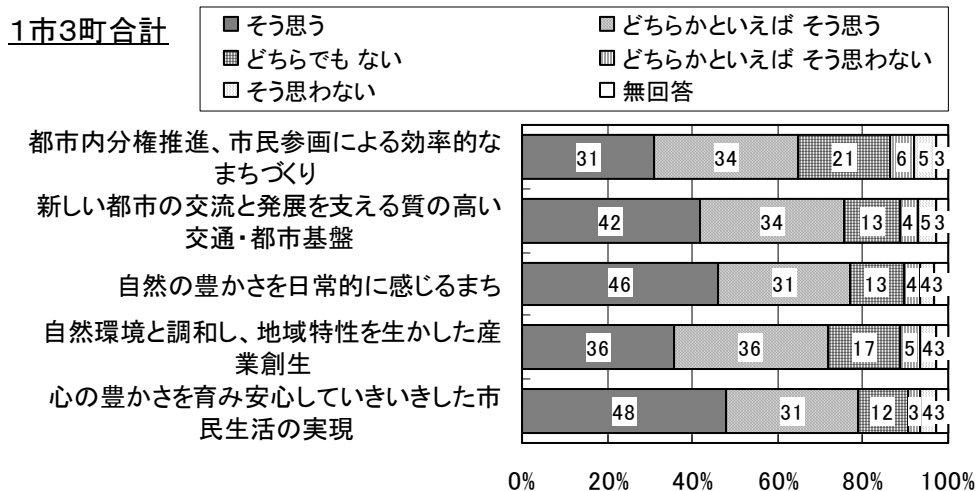
◇また、感じ方の平均値については、どのプロジェクトも概ね6.0点を越え、関心が高い。特に「安心・安全ネットワークプロジェクト」は7.0点以上となった。また、「パートナーシップ都市内分権プロジェクト」は5.9点と他のプロジェクトと比べると関心が低い。



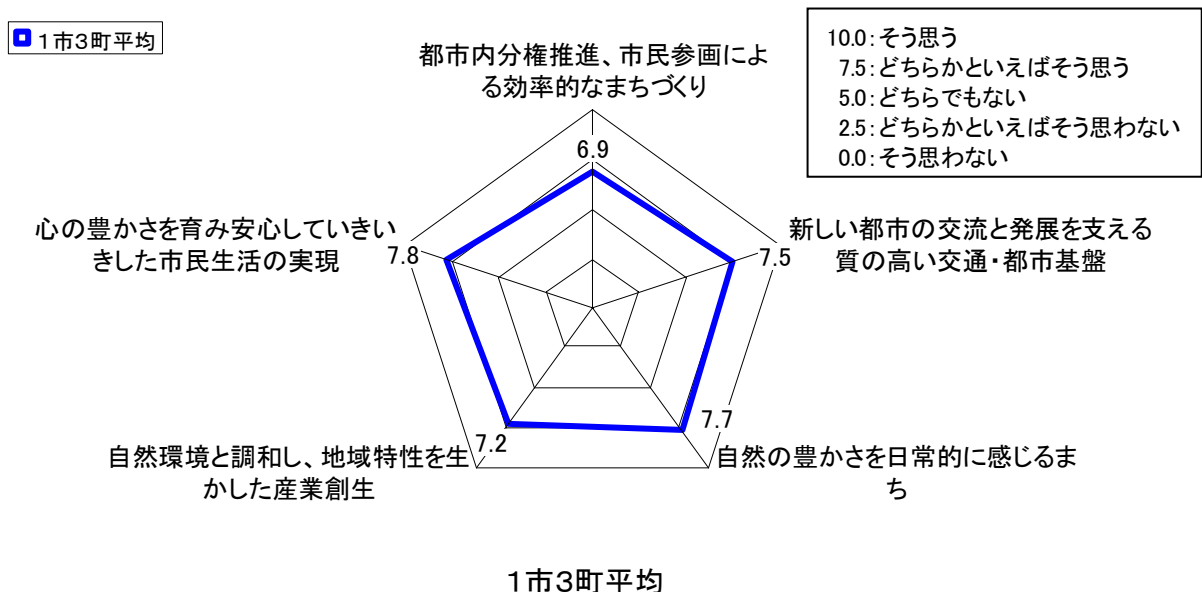
問3 まちづくりの方向性について

Q. 1市3町が合併した場合のまちづくりの方向性として、「まちづくりの進め方」と「まちづくりの目標」を位置付けました。あなたの印象をお答えください。

◇「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせると、「心の豊かさを育み安心していきいきした市民生活の実現」は8割近く、住民の関心の高さが伺われる。ついで、「新しい都市の交流と発展を支える質の高い交通・都市基盤」、「自然の豊かさを日常的に感じるまち」が7割を大きく越える。どの項目も6～7割を越え、まちづくりの方向性については、賛同を得られていることが伺われる。



◇また、感じ方の平均値については、「心の豊かさを育み安心していきいきした市民生活の実現」「自然の豊かさを日常的に感じるまち」が7.7点以上となった。その他の項目も6.9点を越える。



問 4 合併した場合に重要だと思われる施策について

Q. 1市3町が合併した場合に、どのような施策が重要だと思いますか。ビジョン素案の中で掲げている「まちづくりの進め方の視点」「分野別方針」について、それぞれ重要だと思うかどうか、お答えください。

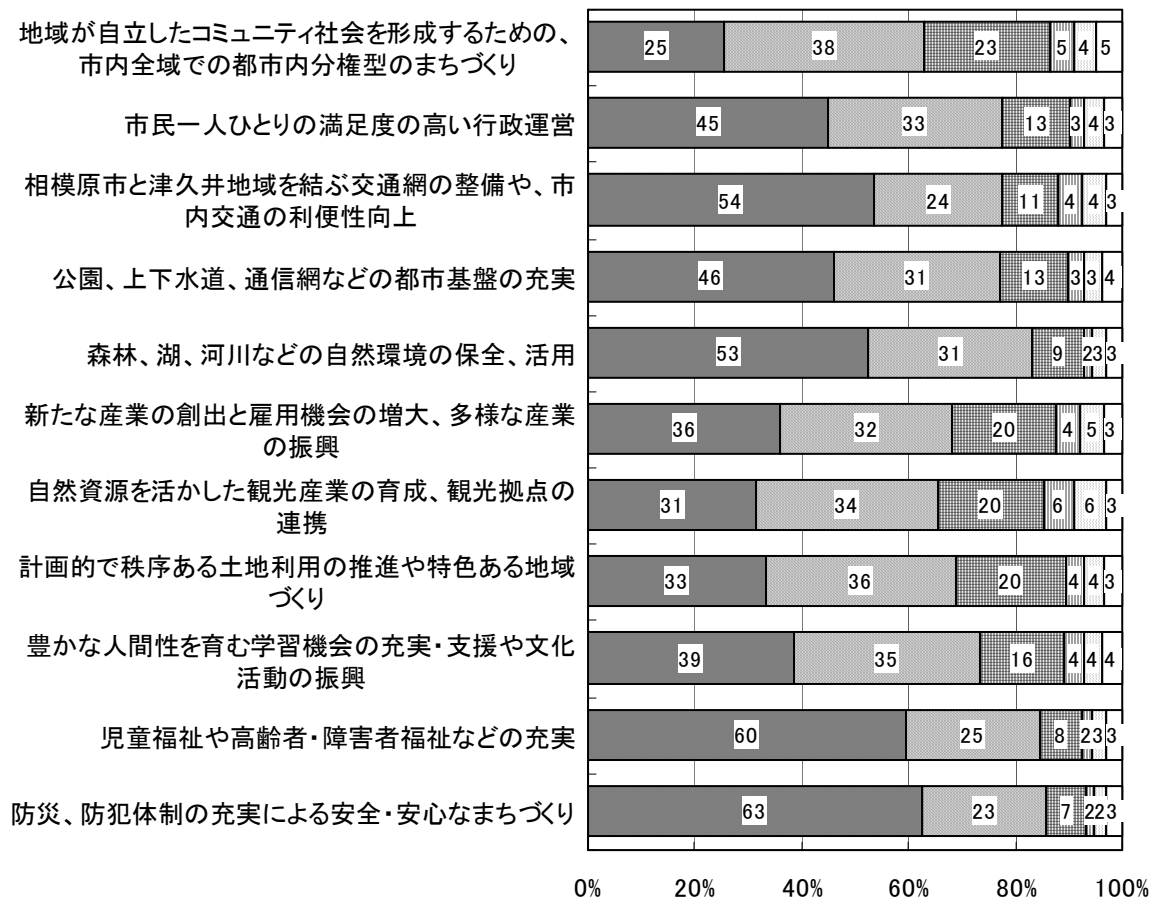
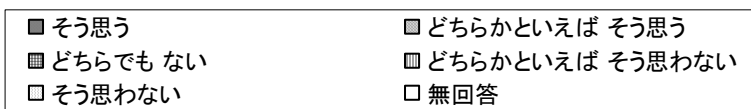
◇住民が重要だと思う施策について、支持が多い（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせた割合）上位3つを以下に示す。

- 1位：防災、防犯体制の充実による安全・安心なまちづくり（85.9%）
- 2位：児童福祉や高齢者・障害者福祉などの充実（84.5%）
- 3位：森林、湖、河川などの自然環境の保全、活用（83.3%）

以上から防災、防犯、児童福祉や高齢者・障害者福祉、自然・環境の保護や活用の分野の施策に対する期待が大きいことが分かった。

◇どの施策についても支持する意見（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」）をあわせた割合6割を越え、概ね各施策が市民から同意を得られていることが分かる。

1市3町合計



◇また、感じ方の平均値については、いずれの項目も 6.6 点以上となり、いずれの分野も施策としては取り組んでいくことが望まれていること分かった。

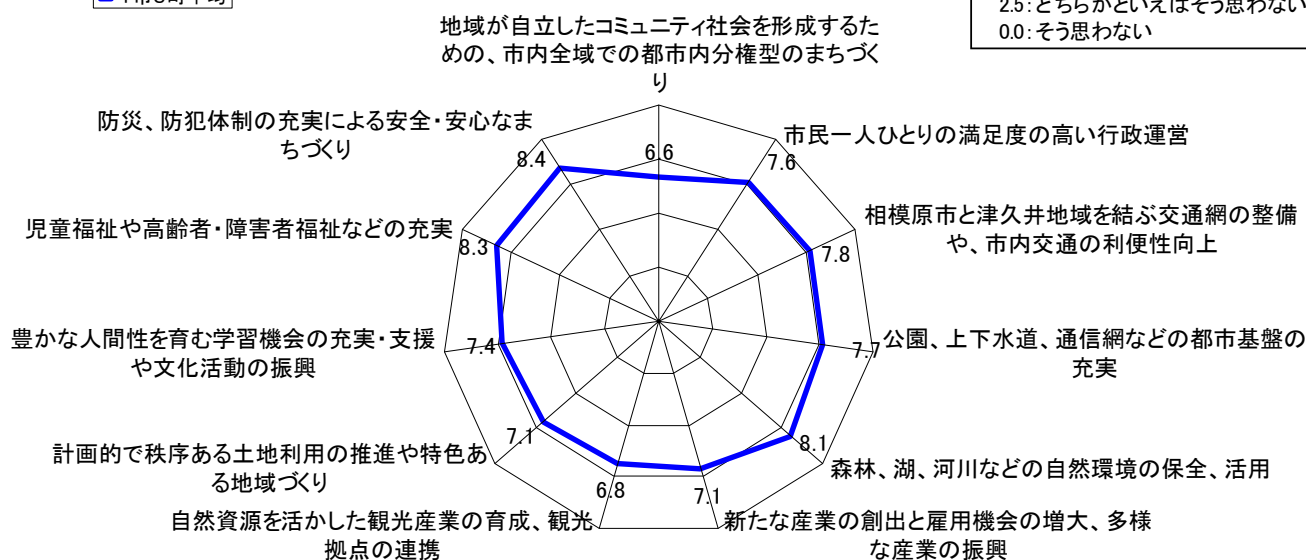
◇また前ページとの比較から、以下のことが分かる。

- ・「防災、防犯体制の充実による安全・安心なまちづくり」、「児童福祉や高齢者・障害者福祉などの充実」、「森林、湖、河川などの自然環境の保全、活用」については、重要だと思ふ人（前項のグラフより）、施策として強く望む人（下グラフより）とも多く、最も支持される施策であることが分かる。
- ・「自然資源を活かした観光産業の育成、観光拠点の連携」、「新たな産業の創出と雇用機会の増大、多様な産業の振興」については施策として重要だと思わない住民の方が他の施策よりも若干多くみられるが、施策として取り組むことを強く望んでいる人も多い。

1市3町平均

■ 1市3町平均

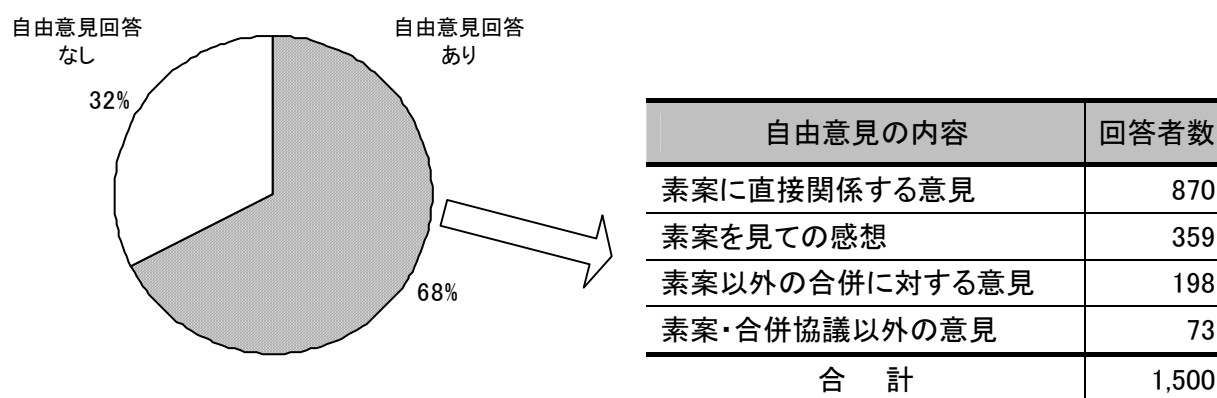
10.0: そう思う
 7.5: どちらかといえばそう思う
 5.0: どちらでもない
 2.5: どちらかといえばそう思わない
 0.0: そう思わない



問5 ビジョンに対する自由意見

Q. 別添「まちづくりの将来ビジョン（素案）＜ダイジェスト版＞」を見て感じたことなど、このビジョンに対するご意見を自由にお書きください。

◇全回答者の内、1,500人、約7割近くの方が、自由回答を記入され、ビジョンに対する関心の高さが伺われた。回答された意見の内容については、「素案に直接関係する意見」を述べた方が870人と最も多く、次に「素案を見ての感想」が359人であった。「ビジョン以外の合併に対する意見」を述べた方も198人いた。



◇「素案に直接関係する意見」の内、「まちづくりの目標について」の意見が750件と最も多い。次いで、「素案（ダイジェスト版）全般について」の意見が多かった。

素案に直接関係する意見	件数
シンボルプロジェクトについて	42
まちづくりの進め方について	198
まちづくりの目標について	750
素案(ダイジェスト版)の全般について	363
合計	1,353

以下にビジョンの具体的内容である「シンボルプロジェクト」「まちづくりの進め方」「まちづくりの目標」に関して、集約した意見を示す。

◇シンボルプロジェクトについての意見

○市民キャンパスプロジェクト

- ・ 市立大学の創設は不要と考える

◇まちづくりの進め方について

- ・ 行政職員の意識改革を図ることが必要である

◇まちづくりの目標についての意見

○交通

【新交通システム】

- ・ 新交通システムには反対である（税負担）
- ・ 新交通システム導入による交通の利便性向上が必要である

【骨格幹線道路網の整備】

- ・ 自然保護に配慮した交通整備を推進する
- ・ 今以上の道路拡幅や新しい道路の整備には、反対である

【公共交通網の充実】

- ・ 公共交通網の整備を推進する
- ・ 交通網の充実を図る
- ・ 交通の利便性向上を図る
- ・ 渋滞解消を図る
- ・ 市役所への交通アクセスの利便性の向上に取り組む

【津久井地域への鉄道延伸】

- ・ JR・私鉄沿線から中央、さらに奥に行く交通手段の充実を図る

【人に優しいみちづくり】

- ・ 歩行者・自転車に配慮した道づくりを進める

○都市基盤

【身近な公園の整備】

- ・ 子供達が自由に遊べる公園が少ないので作ってほしい
- ・ 緑化の推進に取り組む

○自然・環境

- ・ 自然を重点に置いた癒し型の公園の整備を図る
- ・ 豊かな自然の保全を第一に考えてほしい
- ・ 人と自然が共存できるまちづくりを図る
- ・ 自然環境を大切に活かしたまちづくりを図る
- ・ 森林荒廃に対策を図る
- ・ 自然を生かした遊歩道の整備などを推進する

【ごみ対策の推進】

- ・ ごみの不法投棄の取締りを推進する

○産業

- ・ 現在ある産業そのものを最大限利用できる取組みを図る
- ・ 自然をいかした相模原の特産品の創造を図る
- ・ 名産品の創出を図る
- ・ 自然と産業が調和したまちづくりを切に望む

【新たな産業の創出】

- ・ 産業、ベンチャー企業の誘致を推進する

【雇用対策の推進】

- ・ 若い人達の職場の創出を図る
- ・ 高齢者の方の雇用対策を図る
- ・ 雇用対策に力を入れて、市内に多くの方が働く場を創出する

○観光

- ・ 水と緑（自然）を観光資源へ活かす
- ・ 相模川を利用した観光施設の創出を図る
- ・ 湖畔における観光の目玉になる施設の創出を図る
- ・ 自然を保護しながら観光地化を図って欲しい
- ・ 地域の古い民具などを観光資源として保存、活用を図って欲しい

○土地利用

【相模湖駅前市街地の環境、景観の改善】

- ・ 相模湖駅周辺にもっと飲食店やスーパー等を増やしてほしい

【米軍基地対策の推進】

- ・ 米軍基地の縮小、騒音（ジェット機の）対策の推進を図る
- ・ 米軍基地の返還の模索、および返還にともなう土地利用への議論を図る
- ・ 米軍基地の存在に対する（代償として）、市民生活に何か利点を招くような施策を促進する

○教育・文化

- ・ 学校教育の充実を図る
- 【就学前の教育、保育を一体化した総合施設の検討】
- ・ 空き学級の有効利用を図る
- ・ 公立保育園の増設を推進する
- ・ 福祉と教育に力を入れて取り組んでいって欲しい
- ・ 生涯学習の機会の創出を推進する
- ・ 家庭、地域が一体となって青少年教育に取り組む
- 【国際交流の推進】
- ・ 外国籍市民への施策が必要である

○保健・医療・福祉

- ・ 市民病院の創設を図る
- 【高齢者や障害者の生活支援等】
- ・ 高齢者・障害者に対する福祉の充実を図る
- ・ 福祉関連のサービス内容のピーアールを推進する
- ・ 福祉関係のヘルパーの増加を図る
- 【保育所・児童クラブの待機児童解消】
- ・ 少子化対策の推進を図る
- ・ 女性が働きながら子育てをしやすい環境作りを推進する
- ・ 学童保育の場の創出による子育て支援を図る
- ・ 子育て支援の充実を図る

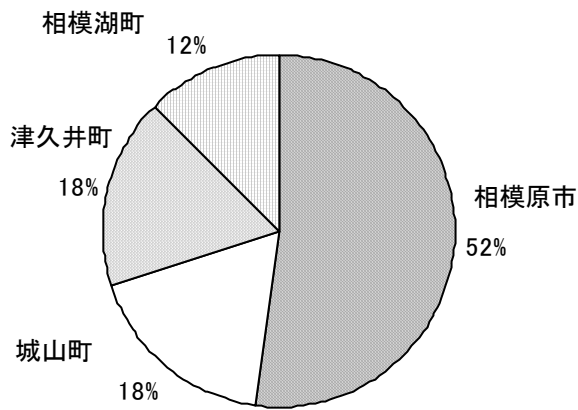
○安心・安全

- ・ 防災、防犯対策を推進する
- ・ 自然災害に対する日頃からの準備を図る
- ・ 消防、救急救助体制の整備を推進する
- ・ 治安のために警察の増強を図る
- ・ 警察と自治体が協力し、防犯を強化する

問6 回答者の居住市町

Q. あなたのお住まいの市町について

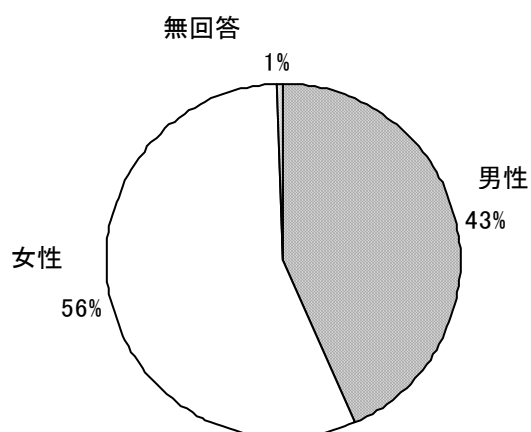
◇回答者の居住市町は、5割が「相模原市」。「城山町」と「津久井町」が18%、「相模湖町」が12%であった。



問7 回答者の性別

Q. あなたの性別

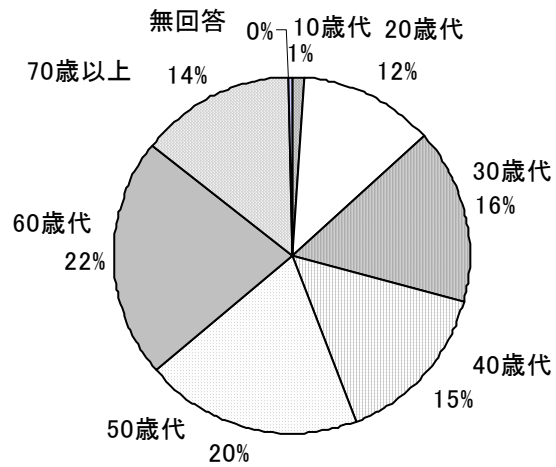
◇回答者の性別は、男性が43%、女性が56%であった。



問 8 回答者の年代

Q. あなたの年代について

◇回答者の年代は、60歳代と50歳代が2割ずつと最も割合が高く、次いで、30歳代が16%であった。



まちづくりの将来ビジョン（素案）に対する意見と考え方（案）

No.	素案の該当箇所	意見の要旨とその理由	意見に対する考え方（案）	修正 要否
1	全体	合併しても境界が消えるだけで、劇的にまちづくりがしやすくなるわけではないのではないか。 ----- 今までの自治体でもできないことはなく、合併してもできないこともある。	1市3町がそれぞれ取り組んでいる施策を、ひとつの自治体として進めることにより、これまで以上に効率的かつ効果的に行うことが可能になると考えております。また、各地域の持つ資源を活用することにより、まちづくりの可能性がさらに広がるものと考えております。	否
2	全体	財政の裏づけがなく、合併と関連のない事項がある。総花的で具体的な事業が分からない。 ----- ビジョンとして無意味である。	このビジョンは、新市の将来の目標について委員が自由な発想のもとに作成したものです。個々の事業費を積み上げて、その財源をお示ししているものではありません。今後さらに検討が進み、法定の合併協議会が設置された場合には、このビジョンを基本に新市建設計画を定めることとなりますので、その中でより具体化していくものと考えております。	否
3	全体	津久井地域への財源の投入が大きくなりすぎるのではないか。 ----- 相模原市民への理解が得られない。	合併する場合においても、津久井地域の都市基盤や公共施設を現在の相模原市域と全く同じにする必要はなく、新市全体のバランスを考えながら、地域資源を活かし、地域の特性に合ったまちづくりを進めることが大切であると考えます。また、行政コストについては、管理部門やごみ処理、消防などの統合、職員数の削減など、合併によるスケールメリットを活かした経費削減効果が見込まれます。	否
4	全体	国、県や民間がやるべき事業まで記載している。 ----- 記載すべきではない。	まちづくりは新市だけで行うものではなく、国や県、住民や事業者などの適切な役割分担と協働により行われるものであり、総合的に考えていく必要があることから記載しているものです。	否
5	全体	まちづくりの目標には、国、地方自治体の財政の逼迫、破綻を打開するという課題認識が共有されているのか。 ----- 合併特例債も所詮は負債である。	新市におけるまちづくりの進め方として、効率的な目標ある行財政改革等が必要であると認識しております。（「まちづくりの進め方」に記載） また、まちづくりの目標を達成するために、具体的にどの事業をどの程度行うかなどについては、今後の計画づくりの中で検討されることになると考えております。	否
6	全体	「都市再生緊急整備地域への指定」「町田・相模原業務核都市構想」「相模総合補給廠跡地利用構想」について、具体的に検討して欲しい。	今後、個別の事業実施の段階で検討されるものと考えます。なお、町田・相模原業務核都市基本構想は、首都圏の業務機能等の適正配置のために都県レベルで定めるものであり、合併による影響は少ないと思われま。また、相模総合補給廠跡地の利用について検討することも大切であり、「まちづくりの目標－土地利用」で、施策の方向性に「米軍基地対策の推進」を掲げております。	否
7	第1章（P1） 1. 策定の趣旨 「合併についてさらに検討を進めていくための判断材料とする」	判断材料とするなら、なぜ合併を目指すのか、課題とその解決のための合併の効果が具体的に示されていない。 ----- 合併が本当に良い手段であるかどうか示すことが必要である。	合併の効果は、住民サービスの向上や財政をはじめ、様々な視点から考える必要がありますが、このビジョンは、各市町の持つ課題を踏まえ、地域資源を活用する観点から、どのようなまちづくりが可能であるか検討したものです。このビジョンで掲げた、まちづくりの目標を達成することが、合併の効果となるものと考えております。	否
8	第1章（P1） 1. 策定の趣旨	新市建設計画にビジョンの内容が反映できるよう明記してもらいたい。 ----- パブリック・コメント手続をすることとは、このビジョンを施策として使うということ。	ご意見の趣旨が文章表現のうえで、より明確になるよう、「新市建設計画策定の際、活用されていくこととなります。」を「新市建設計画策定の際に活用され、反映されることとなります。」に改めるものといたします。	要
9	第1章（P2） 2. 策定の方針	住民投票で決定される旨を加える。 ----- 市民の市政への参画機会を確保する。	まちづくりの将来ビジョンは、素案に対してのパブリック・コメントやアンケート調査などにより住民の皆様の意見を反映した上で、相模原・津久井地域合併協議会での協議項目として協議され、決定されるものです。	否
10	第2章（P3） 1. 新市の将来像	「自然と共生する」という視点を加える。 ----- わが国や世界全体が目指す「持続可能な社会への転換」を、自治体としてどのように共有すべきかという認識が不足している。	自然と共生するという視点は重要であると考えていることから、自然・環境の「まちづくりの目標 分野別方針」で、自然と共存する地域づくりに取り組むこととしているものです。	否
11	第2章（P9） 3. まちづくりの進め方 まちづくりの進め方の視点 1－市民参画	「市民参画」を「市民の役割と責務」とした方が、視点の趣旨が分かりやすい。 ----- 行政と市民は対等の立場であり、それぞれが役割を果たすことが求められる。市民は自主的、自発的に情報収集に努め、活動に参加することが必要不可欠である。	行政と市民とのパートナーシップの構築、ボランティア活動の推進など、市民の声が市政に反映され、市民自らも主体的にまちづくりを行うという趣旨で「市民参画」と表現しております。	否
12	第2章（P9） 3. まちづくりの進め方 まちづくりの進め方の視点 2－行財政	行政サービスはほとんど相模原市の制度に統合することになっているが、住民の期待に答えられるのか疑問。 ----- 各市町間の社会環境、社会構造の違いがあり、それを踏まえた検討が欠かせない。	相模原市の方が、津久井地域に比べて基本的に行政サービスの水準が高くなっていることから、相模原市の制度に統合することとしているものです。また、市民にとって必要な行政サービスの充実や、数値目標の設定による行政コストの削減、情報公開の推進等を図り、市民一人ひとりが納得しうる質の高い市政運営に努めることが必要であると考えております。	否

No.	素案の該当箇所	意見の要旨とその理由	意見に対する考え方（案）	修正 要否
13	第2章（P9） 3. まちづくりの進め方 まちづくりの進め方の視点 2-行財政	アンケートにおける意見の概要 行政職員の意識改革を図ることが必要。	行政職員の意識改革は、重要なことと考えていることから、「まちづくりの進め方の視点」において位置付けております。	否
14	第2章（P4） 1. 地域連結夢プロジェクト 「新交通システム（モノレール、路面電車、デュアルモードバスなど）」	新交通システムの建設には反対である。 利用者が少なく、赤字になるのではないかと。交通マネジメントは必要であり、道の駅も良い提案だと思ふ。 アンケートにおける意見の概要 新交通システムには反対である（税負担）。 新交通システム導入による交通の利便性の向上が必要。	新市の一体性を確保するという観点から、骨格となる交通軸が必要となります。相模原市においては、道路の混雑状況に左右されない公共交通の手段として、新しい交通システムについて研究しており、新市においても事業採算性などを含め、研究することが必要であるとと考えております。	否
15	第3章（P11） 分野別方針-交通 ①骨格幹線道路網の整備	骨格幹線道路網の整備は現状の交通問題の解消にはつながらない。 新しく交通網を整備することで自然を破壊してしまい、自然に関するまちづくりの目標に反する。 費用は何百億もかかるのではないかと。 通行量が増加する。 上流での工事で河川の水質が落ち、土砂崩れの可能性もある。 合併特例債を使っても、市の借金に上乗せされてしまう。 アンケートにおける意見の概要 自然保護に配慮した交通整備を推進する。 今以上の道路拡幅や新しい道路の整備には、反対である。	津久井広域道路の一部は既に都市計画道路として決定され、県事業として整備が進められており、完成すればさらに社会活動が広域化し、観光や企業誘致など各種事業が活性化するとともに、福祉や医療機関の利用がより広範囲にわたって可能となるなど、新市の均衡ある発展のために、骨格幹線道路としての整備は欠かすことのできないものと考えております。 今後とも、国、県、市の役割分担のもとで、必要な交通網の整備を進めていくことが必要であるとと考えております。 なお、合併特例債の活用については、慎重に検討する必要があるものと考えております。	否
16	第3章（P11） 分野別方針-交通 ①骨格幹線道路網の整備	施策例として「中央自動車道路の相模湖東出口のインターチェンジ化」を加えて欲しい。 観光誘致や相模湖駅前の混雑緩和に役立ち、町の活性化につながる。	以前から相模湖町では、町の活性化や観光誘致などにおける利便性向上のため、県を通じて国への働きかけを行っておりますので、主要な施策例として「中央自動車道路相模湖東インターチェンジへの入り口設置」を加えてまいります。	要
17	第3章（P11） 分野別方針-交通 ②公共交通網の充実	施策例として「横浜線の中央線への乗り入れ」を加えて欲しい。 橋本、相模原駅を利用することが多く、交流のしやすい環境整備をして欲しい。 アンケートにおける意見の概要 公共交通網の整備を推進する。 交通網の充実を図る。 交通の利便性向上を図る。 渋滞解消を図る。 市役所への交通アクセスの利便性の向上に取り組む。	新市内の一体性を確保するために、まず骨格となる交通軸の設置が必要となります。津久井地域において、交流のしやすい環境を整備するため、高齢化や日常生活圏の拡大に伴う多様な交通ニーズに対応した公共交通網のあり方や、新市内を円滑に結ぶ骨格的な交通網の整備など、総合的な交通体系の検討が重要であるとと考えております。	否
18	第3章（P11） 分野別方針-交通 ②公共交通網の充実 「津久井地域への鉄道延伸」	必要性に疑問がある。 バブル期の幻想にとらわれている。 アンケートにおける意見の概要 JR・私鉄沿線から中央、さらに奥に行く交通手段の充実を図る。	津久井地域において、交流のしやすい環境を整備するため、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢化や日常生活圏の拡大に伴う多様な交通ニーズに対応した公共交通網のあり方や、新市内を円滑に結ぶ骨格的な交通網の整備など、総合的な交通体系の検討が重要であるとと考えており、ご意見のとおり施策例からは削除いたします。	要
19	第3章（P11、16） 分野別方針-交通 分野別方針-土地利用	相模総合補給廠の跡地利用で小田急線の地下鉄による延伸を検討して欲しい。相模原市役所前に駅を作り、上溝方面へ伸ばす。 大深度の地下鉄ならば地上権（米軍）は関係ない。基地返還の促進を図る。	新市内の連携、交流を図り、新市の発展を促すための骨格的な交通網を整備することが大切なことであることから、分野別の方針として、高齢化や日常生活圏の拡大に伴う、多様な交通ニーズに対応した公共交通網の整備が必要と考えております。	否
20	第3章（P11） 分野別方針-交通 ②公共交通網の充実 「リニア中央新幹線の新駅誘致」	必要性に疑問がある。 リニア中央新幹線が来ると便利になるのか。	リニア中央新幹線は、21世紀の豊かな社会の実現に向けての新たな交通動脈として、期待されております。首都圏の西の玄関として本地域が発展していくために、また、公共交通網の充実という観点からも、新市への駅設置は必要であると考えられます。	否

No.	素案の該当箇所	意見の要旨とその理由	意見に対する考え方(案)	修正 要否
21	第3章(P11) 分野別方針-交通 ②公共交通網の充実 「通勤圏の整備」	必要性に疑問がある。 羽田まで遠くないのに、通勤圏空港を造る必要があるのか。	通勤圏空港は、小規模地域航空に対応した空港としての機能を持つものですが、様々な交通手段による利便性の向上に伴い、新市内に整備しなくとも市民の交通需要に対応できることから、ビジョンの施策例からは削除いたします。	要
22	第3章(P11) 分野別方針-交通 ④人に優しいまちづくり	アンケートにおける意見の概要 歩行者・自転車に配慮した道づくりを進める。	歩行者・自転車に配慮した道づくりは、重要であると認識しております。このため、「分野別方針-交通」に、「人に優しいまちづくり」を位置付けております。	否
23	第3章(P12) 分野別方針-都市基盤	相模川上流の下水道の整備を記載する。 相模川上流が汚れている。	自然の保全と活用のための取組みとして、相模川上流に位置する水源地の保全に関する施策は重要であることから、施策の方向性として、水源地域としての上下水道の整備推進が必要であると考えております。	否
24	第3章(P12) 分野別方針-都市基盤 「身近な公園の整備」	公園の整備よりも、残されている雑木林の保護を重視して欲しい。 雑木林の宅地化が進んでいる。 アンケートにおける意見の概要 子供達が自由に遊べる公園が少ないので作ってほしい。 緑化の推進に取り組む。	快適で魅力ある居住環境を創造することが大切であることから、施策の方向性として、都市緑化の推進が必要であると考えております。	否
25	第3章(P12) 分野別方針-自然・環境	アンケートにおける意見の概要 自然を重点に置いた癒し型の公園の整備を図る。 豊かな自然の保全を第一に考えてほしい。 人と自然が共存できるまちづくりを。 自然環境を大切に活かしたまちづくりを。 森林荒廃に対策を図る。 自然を生かした遊歩道の整備などを推進する。	自然環境の保全、創造、活用が大切なことであるとの考えから、施策の方向性を記載しており、自然と共存する地域づくりに取り組むこととしております。具体的な事業については、今後の計画づくりの中で検討されることになると考えております。	否
26	第3章(P13) 分野別方針-自然・環境 ④湖環境の向上	湖底の土砂の堆積対策について追加する。 全国的に問題となっている。	河川や湖の水質の向上を図り、水源地域の総合的な環境の向上を目指すことが大切であることから、施策の方向性として「湖環境の向上」が大切であると考えております。	否
27	第3章(P13) 分野別方針-自然・環境 ⑥ごみ対策の推進	アンケートにおける意見の概要 ごみの不法投棄の取締りを。	自然環境を保全する視点などから、ごみの不法投棄対策は、重要と考えておりますので、「分野別方針-自然・環境」に位置付けております。	否
28	第2章(P6) 4. まち+水源地=産業創 生プロジェクト 第3章(P14) 分野別方針-産業 ①新たな産業の創出	地産地消の概念を加える。 生産と消費が連携した仕組みをつくることで、環境にやさしく、流通エネルギーの発生を抑制し、雇用の創出が期待できる。野菜や果物の朝市などを広げて、地元での生産と消費の連携を強める。	地域で生産された食材を地域で消費する地産地消の考え方は、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組みとして期待されています。このため、ご指摘の点については「まちづくりの目標 分野別方針-安全・安心」の「⑥安全な消費生活の確立の主要な施策例」に、「地産地消の考え方に基づく生産者と消費者が連携した仕組みづくり」を加えてまいります。	要
29	第3章(P14) 分野別方針-産業	アンケートにおける意見の概要 現在ある産業そのものを最大限利用できる取組みを図る。 自然をいかした特産品の創造を図る。 名産品の創出を図る。	新たな産業の創出だけでなく、既存の産業の振興についても重要であると考えておりますので、「分野別方針-産業」に産業の振興の方向性を位置付けております。	否
30	第3章(P14) 分野別方針-産業 ①新たな産業の創出	アンケートにおける意見の概要 産業、ベンチャー企業の誘致を推進する。	「分野別方針-産業」に、ベンチャー企業の育成を位置付けております。	否
31	第3章(P14) 分野別方針-産業 ⑤雇用対策の推進	アンケートにおける意見の概要 若い人達の職場の創出を図る。 高齢者の方の雇用対策を図る。 雇用対策に力を入れて、市内に多くの人が働く場を創出する。	「分野別方針-産業」に、雇用対策の推進として位置付けております。	否
32	第3章(P14) 分野別方針-産業	アンケートにおける意見の概要 自然と産業が調和したまちづくりを切に望む。	自然と産業が調和したまちづくりの考え方は、「新市の将来像(キャッチフレーズ)」や「まちづくりの目標」に位置付けるなど、特に重要であると考えております。	否

No.	素案の該当箇所	意見の要旨とその理由	意見に対する考え方（案）	修正 要否
33	第3章（P15） 分野別方針－観光 ①観光の振興	尾房山を利用した美術館の設置を検討して欲しい。 心の再生を芸術と自然環境を通して行い、観光としての役割も担える。	津久井地域の、湖などの資源を活かした観光産業の拠点づくりは大切と考えております。具体の施策については、今後の計画づくりの中で、さらに検討されるものと考えております。	否
34	第3章（P15） 分野別方針－観光 ①観光の振興	相模湖周遊道路の建設を検討して欲しい。 健康づくりや、観光に寄与する。 アンケートにおける意見の概要 水と緑（自然）を観光資源へ活かす。 相模川を利用した観光施設の創出を図る。 湖畔における観光の目玉になる施設の創出を図る。 自然を保護しながら観光地化を図って欲しい。 地域の古い民具などを観光資源として保存・活用を図って欲しい。		
35	第3章（P16） 分野別方針－土地利用 「相模湖駅前市街地の環境、景観の改善」	相模湖駅舎を改造し、表と裏を結ぶ橋を実現して欲しい。 地域コミュニティーの点から アンケートにおける意見の概要 相模湖駅周辺にもっと飲食店やスーパー等を増やしてほしい。	ご意見については、主要な施策例「相模湖駅前市街地の環境、景観の改善」の中に含まれるものと考えております。	否
36	第3章（P16） 分野別方針－土地利用 ④米軍基地対策の推進	アンケートにおける意見の概要 米軍基地の縮小、騒音（ジェット機の）対策の推進を図る。 米軍基地の返還の模索及び返還にともなう土地利用への議論を図る。 米軍基地の存在に対する（代償として）、市民生活に何か利点を招くような施策を促進する。	「分野別方針－土地利用」の施策の方向性として、今後とも米軍基地対策は、重要であると考えております。	否
37	第2章（P6） 5. 市民キャンパスプロジェクト 「市立大学の創設」	市立大学は不要 少子化で学生は減る。多摩地域も含めて大学や短大は沢山ある。既存の文教施設の連携を強化すればよい。 アンケートにおける意見の概要 市立大学の創設は不要と考える。	少子化等による学生数の減少を踏まえ、既存の大学の活用、連携強化などで十分効果があげられると思われることから、施策の例からは削除いたします。	要
38	第3章（P16） 分野別方針－教育・文化 「就学前の教育、保育を一体化した総合施設の検討」	ぜひとも実現して欲しい。 少子化による小学校の統合ができれば、その施設を利用する。 アンケートにおける意見の概要 空き学級の有効利用を図る。 公立保育園の増設を推進する。 福祉と教育に力を入れて取り組んで欲しい。 生涯学習の機会の創出を推進する。 家庭・地域が一体となって青少年教育に取り組む。	就学前の幼児教育、保育を一元化することは今後の課題として考えられることから、主要な施策例として考えております。	否
39	第3章（P16） 分野別方針－教育・文化	アンケートにおける意見の概要 学校教育の充実を図る。	豊かな人間性を育む教育は大切であると考えており、学校教育の充実及び多様化などにより、教育環境の充実や自然、文化の活用による人間性豊かな教育の実現を図ることとしています。	否
40	第3章（P17） 分野別方針－教育・文化 ④生涯学習の推進	施策例として「自然を活かした体験学習の拠点づくり」を加える。 高齢者の知恵を活用して、総合学習や交流学習を地域力を使って行う。異世代交流、生涯学習の場の提供、生きがいにつながる。	津久井地域の豊かな自然を活かした体験学習が可能となることから、第2章「5. 市民キャンパスプロジェクト」の施策例に「自然を活かした体験学習の拠点づくり」を加えてまいります。	要
41	第3章（P17） 分野別方針－教育・文化 ⑨国際交流の推進	「外国籍市民への支援と交流の機会充実」を実現して欲しい。 大切なことなので充実させて欲しい。 アンケートにおける意見の概要 外国籍市民への施策が必要。	市民レベルでの国際交流が今後とも大切であると考えていることから、主要な施策例としたものです。	否

No.	素案の該当箇所	意見の要旨とその理由	意見に対する考え方(案)	修正 要否
42	第3章(P17) 分野別方針ー保健・医療・福祉 「高齢者や障害者の生活支援と社会参加に対して、思いやりを持って助け合う地域社会の形成に取り組みます」	「高齢者や障害者の自立と社会参加に対して、ノーマライゼーションの理念を持って支えあう地域社会の形成に取り組みます」に変更する。 ----- 高齢者や障害者の自立と社会参加のために生活支援するという言い方が正しい。「思いやりを持って助け合う」という言葉はまちづくりの目標にふさわしくない。 ----- アンケートにおける意見の概要 高齢者・障害者に対する福祉の充実を図る。 福祉関連のサービス内容のピーアールを推進する。 福祉関係のヘルパーの増加を図る。	「思いやりを持って助け合う」という表現よりも、ノーマライゼーションの理念の方が適切であると思われることから、ご意見のとおり変更いたします。	要
43	第3章(P17) 分野別方針ー保健・医療・福祉 ①医療体制の充実	「医療体制の充実」を「医療・相談支援体制の充実」に変更する。 ----- 相談支援事業も行政レベルで必要であり、更なる充実を図って欲しい。	総合的な地域保健医療体制の充実が重要と考えていることから、相談支援の機能強化について、ご意見のように変更いたします。	要
44	第3章(P17) 分野別方針ー保健・医療・福祉 ①医療体制の充実	主要な施策例「健康づくりの推進」に、(予防医学の考えを取り入れたトレーニング施設の設置)を加える。 ----- 疾病予防と医療費の効果的な削減を目的として、特に中高年の体力・健康づくりに力を入れる。	「健康づくりの推進」には、予防医学の考え方も含まれるものと考えられます。具体的な事業については、今後の計画づくりの中で検討されるものと考えております。	否
45	第3章(P17) 分野別方針ー保健・医療・福祉	アンケートにおける意見の概要 市民病院の創設を図る。	既存の医療施設の連携により、総合的な地域医療体制を充実することが重要であると考えております。	否
46	第3章(P17) 分野別方針ー保健・医療・福祉 「保育所・児童クラブの待機児童解消」	市の活力、人口を維持するためにも最優先に。 ----- 出産を考える世代は、この充実度を比較して居住地を決めている。 アンケートにおける意見の概要 少子化対策の推進を図る 女性が働きながら子育てをしやすい環境づくりを推進する。 学童保育の場の創出による子育て支援を図る。 子育て支援の充実を図る。	子育て環境づくりに努めることは今後とも重要であると考えております。具体的な事業の実施については、今後の計画づくりの中で検討されるものと考えております。	否
47	第2章(P5) 3. 安全・安心ネットワークプロジェクト 「自治会の支援による地域コミュニティの強化」	合併を機会に、自治会のない地区でも組織作りをするべきである。 ----- 組織が整理されれば行政の無駄がなくなる。	市民がお互いに支えあう地域社会の形成が重要なことから、まちづくりの進め方として、「地域コミュニティ活動の促進」「地域コミュニティ機能を支える組織づくり」が必要であると考えております。	否
48	第3章(P18) 分野別方針ー安全・安心	アンケートにおける意見の概要 防災、防犯対策を推進する。 治安のために警察の増強を図る。 自然災害に対する日頃からの準備を図る。 消防・救急救助体制の整備を推進する。 警察と自治体が協力し、防犯を強化する。	防災対策、防犯対策の推進により、市民が安全・安心に生活できるまちづくりを目指すことが重要であると考えております。	否
49	補章(P19～34) まちづくりの検討課題	整理された意見は、あくまで個人の意見であり、 慎重な取扱いをお願いしたい。 ----- 整理された地域資源や課題の裏づけとなる確かな根拠を示し、合理的な説明ができるものとして欲しい。	ここで整理された地域特性、資源や課題については、検討委員会の中で各委員から出された意見を、あくまで参考としてお示ししたものです。	否
50	参考2(P39) 「1市3町の人口動向」表中の「H12/S55」欄	H12とS55の比較は必要ない。 ----- 人口が減少に転じていることを示す表なのに、今後も増え続けるように見える。	5年毎に実施される国勢調査のデータについて記載しているもので、今後の人口動向に関わらず、実績値としてお示ししております。	否

参考 1 合併の背景

わたしたちを取り巻く社会環境や、日々のくらしは急速に変わっており、産業構造の変化、日常生活圏の拡大、少子高齢化の進行などに対応した、行政サービスが求められています。

このような時代の潮流を受け、より質の高い行政サービスを提供していくためには、基礎的な自治体である市や町にある程度の規模が求められています。

全国的に言われている合併を検討する背景には、次のようなことが上げられます。

一般的な合併の背景

(1) 地域のことは地域で決める時代です

地方分権の時代を迎え、国や県が市や町の仕事の細部にわたって指示する時代は終わりつつあります。質の高い行政サービスを提供するため、市や町はそれぞれの地域の課題に対して、自らの考えと力で解決しなければならなくなっています。

(2) 少子高齢化が進んでいます

急激な早さで少子高齢化が進んでいます。推計では、神奈川県は 2009 年をピークに人口が減少に転じるものとされています。このため、税金などを負担する住民が減る一方で、保健・医療・福祉などのサービスを必要とする人が増えるので、市や町にとっては、将来の財政運営が深刻な課題となっています。

(3) わたしたちのくらしの範囲は市や町の区域を越えて広がっています

自動車の普及や道路網、鉄道路線の整備による交通手段の改善、インターネットや携帯電話の普及による情報通信手段の発達、経済活動の活発化などに伴い、通勤・通学や買い物、医療など住民の日常生活の行動範囲は現在の市町村や都道府県の区域を越えてますます広がっています。自分の市や町であれば、住民の立場でサービスや政策に関する意見を述べたり、計画策定に参加したりすることができます。

(4) 一つの市や町だけでは対応できない課題が増えています

ライフスタイルの多様化や社会の複雑化に伴い、廃棄物対策、医療・福祉やダイオキシン問題など、小さな規模の市や町では解決が困難な課題がますます増えてきています。

(5) 国も地方も財政状況が厳しくなっています

国、地方とも財政状況は悪化しています。平成 16 年度末の国、地方の長期債務残高の合計は 719 兆円に達すると言われています。こうしたことから、財政負担の増大を抑えつつ、行政コストを削減していくことが急務になっています。

(6) 参加と協働による新しい住民自治が重要です

新しい住民自治には、住民一人ひとりが自ら地域の課題を解決したり、ルールを作ることができるシステムが求められています。実効性のある参加と協働が展開されるためには、ある程度の地域の規模が必要です。

1市3町の合併を検討する背景には、次のようなことが考えられます。

1市3町における合併の背景

(1) 自立分権都市の構築～住民自治の充実～

中核市である相模原市は、保健所業務や社会福祉施設の設置許可、ダイオキシン類の監視・規制など、政令指定都市に次ぐ権限をもって、事務事業を総合的かつ効率的に行っています。

津久井郡3町においては、相模原市との合併により、これまで県が行っていた業務のうち中核市業務は、新市が直接行うこととなりますので、総合的な行政の展開ができます。このように、基礎自治体として、権限と責任を持って行政を進めていくことが自立分権都市の構築につながります。

また、相模原市では、市内全域を念頭において、都市内分権を研究しています。このビジョンでは、合併の効果を高め、新市の一体性を図るために、旧自治体区域にこだわらない、新しい地域区画に基づく都市内分権を速やかに進めることとしており、そのために改正地方自治法上の全市的な地域自治区等の導入を推進することとしております。

(2) 行政運営の効率化

過去5年間における、1市3町の人口をみると、生産年齢人口に関して、津久井郡3町ともすでに減少傾向となっており、相模原市においてもほぼ横ばい（増減を繰り返す）の傾向を示しており、近い将来、税金を負担者が減るとともに、高齢化社会に伴う福祉関係費の増加が予想されます。

一方、国の財政状況の悪化は、地方にも大きな影響を及ぼしており、1市3町でも普通交付税は減額される傾向にあるなど、一層の行政改革が必要です。

合併によりスケールメリットを生み出し、人件費の削減をはじめ、行政運営の効率化がさらに求められています。

(3) 生活圏の拡大と広域連携

津久井郡3町では、相模原市に通勤・通学する住民が多く、城山町、津久井町においては15歳以上の就業者・通学者の1/4以上（参考：平成12年度国勢調査）になります。相模原市民も休日には、津久井郡を通して、中央自動車道の相模湖インターチェンジを利用するなど、住民の行動範囲がたいへん広がっています。

津久井郡3町の住民のうち約6,000人（1割弱）が相模原市内の図書館（室）を利用するなど、生活圏は市町の境を越えており、特に津久井郡3町の住民は、生活圏が相模原方面へ広がっていると言えます。

相模原・津久井地域では、津久井広域道路の整備促進に取り組むとともに、図書館の相互利用、広報紙の相互掲載、消費生活相談センターにおける広域的な相談業務を行うほか、津久井郡の一般ごみの一部について、相模原市で焼却するなどの広域連携を行っています。しかしながら、より効率的な行政を行うため、合併を検討する必要が生じています。

まちづくりの将来ビジョンの用語解説について

○新市建設計画 [素案P.1、ダイジェスト版P.1]

法定の合併協議会が、合併後のまちづくりの方針を明確にするとともに、新市や県が実施する事業などを内容として策定する計画。合併をするかどうかの判断材料となるとともに、合併後の新市総合計画の策定に活用されることとなる。

○新市総合計画 [素案P.1、ダイジェスト版P.1]

新市が総合的かつ計画的な行政運営を図るために策定する計画。計画の策定あたっては、議会の議決を必要とし、これに即して行政運営を行うようにしなければならない。

○インフラ [素案P.4/12、ダイジェスト版P.4]

インフラストラクチャーの略。基礎、土台という意味であるが、一般的には社会的な生活基盤として使用されている。具体的には、道路や公園などの生活関連施設などを指している場合が多い。

○新交通システム／新しい交通システム [素案P.4/11、ダイジェスト版P.4/7]

「安全かつ快適で環境にやさしい車社会」を、実現するためのシステム。新交通システムの種類には、動く歩道などの連続輸送システムやモノレールなどの軌道システム、デュアルモードバスなどの複合輸送システムなどがある。

○デュアルモードバス [素案P.4]

新交通システムの1つで、軌道とバスの双方の機能をもったバスのこと。一般道路上を走行する場合はワンマンバスとして運行し、専用ガイドウェイでは完全自動運転を行うバス。

○交通マネジメントシステム [素案P.4]

時間、経路、交通手段の選択や自動車の利用方法などを変更することにより、道路交通混雑を緩和する手法の体系。

○地域コミュニティ [素案P.5/8-9/14/18/、ダイジェスト版P.4]

地域活動を通じて住民相互の連帯感や自治意識を高め、地域住民が主体となった地域づくりを進めていく地域社会のこと。

○ゼロエミッション [素案P.5、ダイジェスト版P.4]

生産過程や流通、消費過程などで排出される廃棄物（排水、廃熱、排気ガスなど）を再利用して、最終的な排出物（不用物）を出さないようにする仕組み。

○ベンチャー企業 [素案P.6/14、ダイジェスト版P.5]

専門技術を駆使して新事業を開発する創造的企業。あるいは独自の技術や製品で急成長していく企業のこと。新規に興され、創業からあまり時間が経っていない企業に対して用いる。

○都市内分権 [素案P.7-9、ダイジェスト版P.5-6]

身近な地域ごとに一定の予算や権限を配分し、地域固有の課題への対応やまちづくりなどに市民が主体的に関わることができる仕組み。

○地域自治区 [素案P.7-9、ダイジェスト版P.5-6]

住民自治の強化等を推進する観点から、一定の区域を単位とし設置することができる。地域住民の意見を反映するため、住民等で構成する地域協議会を設置し、その地域自治区に関わる市の事務について市長に意見を述べることなどができる。

○(地域)コミュニティ会議 [素案P.7/9、ダイジェスト版P.5]

学校区単位などの地域において、自治会やPTAなどの市民団体が集まって、その地域のまちづくりなどについて企画・立案する組織のこと。

○市民評議員制度 [素案P.7/9、ダイジェスト版P.5]

地域コミュニティ会議の代表者が集まって、地域コミュニティ会議設置単位よりも、もう少し広い地域での、市民主体の施策運営を検討する制度のこと。

○IT [素案P.7/9、ダイジェスト版P.5]

Information Technology の略。情報技術のこと。

○行政と市民のパートナーシップ [素案P.8-9、ダイジェスト版P.6]

市民と行政の協力関係。行政と市民が、それぞれ持つ資源（人材、資金、情報など）を出し合う、あるいは無いものを補完し合うことによって、それぞれが単独では達成できない公益的の事業を、共同作業によって推進、実現していくこと。

○行政の説明責任 [素案P.9]

行政が、政策・施策・計画などの背景・意図・意義・判断理由などについて、住民に対してわかりやすく説明すべきであること。

○行政評価 [素案P.9]

行政の政策や事業に対し、その目標、予算の投入量、成果などについて、客観的に分析・評価を行い、その結果を改善に結びつける手法のこと。

○パーク・アンド・ライド [素案P.11]

自動車を、最寄り駅に近接した駐車場などに駐車し、公共交通機関（主に鉄道やバス）に乗り換えて、都心部などにアクセスする方法。公共交通機関の利用を増やすことによって、交通混雑を緩和することなどを目的に行われる。

○通勤空港 [素案P.11]

定員10数人から数十人乗りの小型機などを使った地域航空便である通勤機を発着させる空港。

○街区公園、近隣公園等 [素案P.12]

公園には、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園などがあり、それぞれ設置条件や面積などの基準が設けられている。

…街区公園とは、街区（概ね250mのエリア）に居住する者の利用に供することを目的とする公園。以前は、児童公園と呼ばれていた。

…近隣公園とは、近隣（概ね500mのエリア）に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

○里山 [素案P.12-13、ダイジェスト版P.8]

もともとは、薪や肥料などの採取地となってきた平地や低山の林など、人里に接した

小山を指しているが、近年は、「農山村の原風景」の代名詞として使われることが多い。

○曝気 [素案P.13]

水中に空気(酸素)を吹き込むこと。湖などにおいて、水質保全・向上に用いられる。

○コミュニティビジネス [素案P.14]

市民が主体となり、地域が抱える課題・ニーズに対して、地域資源（人材、知識、施設、資金など）を活かして、地域社会の再生や、活動の利益を地域に還元を目指すこと。

○フリースクール [素案P.15]

不登校や中退の子供を受け入れる公的施設以外の民間機関。それぞれの子供の状態に合った自立、学びの機会を提供する。

○エコミュージアム [素案P.15/17]

モノを収集し、保管、展示する従来の博物館と異なり、もともと現地にあった自然・歴史・文化など有形・無形の資源をそのまま、あるいはより良い状態にして、地域で守り伝えるとともに、それらを活かして地域の発展を目指そうという考え方。

○ユニバーサルなまちづくり [素案P.18]

全ての人にとって、— 子供でも、高齢者でも、障害を持っていても、病気やケガで身体機能が低下していても、妊娠していても、小さなお子さんが一緒でも — できる限り利用可能、活動可能であるようなまちをつくること。

○財政シミュレーションについて

相模原市、城山町、津久井町、相模湖町の1市3町が、将来、単独で財政運営を行う場合（合併しない場合）と合併して一つの自治体として財政運営を行う場合（合併する場合）のそれぞれについて財政シミュレーションを行う。

1 基本的な考え方

(1) シミュレーションの基礎となる数値と考え方

- ア 各市町の平成15年度決算額を使用して推計する。
- イ 各市町の人口推計を行い、これを基に税収見込みなどを推計する。
- ウ 各市町の歳入歳出の実績値（平成11年度から15年度）を参考に、「平均増減率」などで推計する。
- エ ある年度だけの特殊要因による数値は除外して推計する。
- オ 現行の制度が変わらないものとして推計する。

(2) 推計対象とする会計

一般会計を対象とする。

(3) 推計期間

平成18年度から37年度までの20年間とする。

2 財政シミュレーションの方法（条件設定）

（1）歳入

① 市町村税	
個人住民税	生産年齢人口に連動すると考えられることから、生産年齢人口（15～64歳人口）の増減により推計する。
法人住民税	県の直近3年間の平均伸び率を用いて推計する。
固定資産税	土地、家屋、償却資産及び交付金等相当分について、実績の増減率により推計する。なお、合併する場合は、城山町の土地について宅地並み課税分を見込む。
事業所税	実績の増減率により推計する。なお、合併する場合は津久井郡3町分を見込む。
都市計画税	相模原市分と城山町分について、それぞれ実績の増減率により推計する。なお、合併する場合は城山町宅地並み課税分を見込む。
その他	
軽自動車税	人口の増減により推計する。
市町村たばこ税	実績の増減率により推計する。

② 地方譲与税・交付金	実績の増減率、人口の増減等により推計する。
-------------	-----------------------

③ 地方交付税(1)	
普通交付税	三位一体改革で地方交付税は削減の方向であるが、平成16年度は対前年度比6.5%マイナスとなっており、これ以上の削減がされた場合、税源移譲がない限り地方財政が成り立たない。そこで、16年度の実績値が継続するものと仮定する。なお、合併する場合は、合併算定替を適用し、合併補正（5ヵ年で30億円）を加算するとともに、合併特例債償還金相当額の70%を普通交付税に見込む。
特別交付税	各年度の全国的な状況（災害の発生状況など）によって、増減するので、平成11年度から15年度までの数値のうち最も少ない額で継続するものとして推計する。なお、合併する場合は、特別交付税措置（3ヵ年で6.5億円）を見込む。

<p>④ 地方交付税(2)</p>	<p>平成 13 年度から地方財政の不足を補うために臨時財政対策債が発行されている。</p> <p>この元利償還金は普通交付税を算出する際の基準財政需要額に算入されることになっており、この欄には元利償還金相当額が普通交付税として交付されるものとしてその額を記載している。</p> <p>また、臨時財政対策債は平成 18 年度をもって終了するが、19 年度以降、これに代わる財源措置がないと地方財政が成り立たない。そこで、19 年度以降は、臨時財政対策債相当額が交付税として措置されるものとしてその額を加算している。</p>
<p>⑤ 国・県支出金</p>	<p>国・県支出金のうち、扶助費相当分は扶助費の増加に伴い国・県より支出されるため、扶助費推計値に連動させて推計する。扶助費相当分以外は、年度ごとの増減が大きいため、平成 15 年度決算額で継続するものとして推計する。</p>
<p>⑥ 地方債</p>	<p>地方債は建設事業に対して使われるため、投資的経費に占める地方債発行額の割合を基に推計する（平成 18 年度は臨時財政対策債を含む）。なお、合併する場合は、合併特例債を「発行しない場合」、「起債可能額の 50%を発行する場合」、「起債可能額の 100%を発行する場合」の 3 パターンで推計し、発行する場合は、発行予定額を 10 年間毎年計上することとする。</p>
<p>⑦ その他</p>	<p>繰入金、繰越金のほか、合併する場合は、旧津久井郡広域行政組合に関わる歳入や中核市移行等に伴う歳入、事務事業の一元化に伴う財政への影響額を見込む。</p>

(2) 歳出

① 人件費	<p>首長などの特別職は平成 15 年度実績値で推計する。</p> <p>議員報酬は 15 年度実績値で推計する。なお、合併する場合は、合併特例法の定数特例を適用するものと仮定して推計する。</p> <p>一般職の給与は、各市町の定員管理計画を反映させる。なお、合併する場合は、3 町の区域が中核市の区域となることなどによる事務の増加に伴い職員の増加が予想されるが、合併によるスケールメリットにより、総務・企画部門の職員数を減少させることができると仮定して推計する。また、旧津久井郡広域行政組合の人件費分を見込む。</p>
② 扶助費	全国の増加率により推計する。
③ 公債費	地方債の償還計画を基に推計する。なお、合併する場合は、合併特例債の償還を見込む。
④ 物件費	実績の増減率により推計する。
⑤ 補助費等	実績の増減率により推計する。合併しない場合は津久井郡広域行政組合の負担金を含む。
⑥ 投資的経費	平成 11 年度から 15 年度までの数値のうち最も少ない額で継続するものとして推計する。(ただし、特殊要因による数値は除外) また、大規模事業のうち実施時期が明らかかなものについては事業費の予想額を加算する。
⑦ その他	維持補修費や積立金のほか、合併する場合は、旧津久井郡広域行政組合に関わる歳出や中核市移行等に伴う歳出、事務事業の一元化に伴う財政への影響額を見込む。

3 用語解説

(1) 歳入

- ・ **市町村税（市税・町税）** 地方税のうち市町村に属する税金で、市町村民税（個人、法人）、固定資産税（土地、家屋、償却資産、交付金等相当分）、事業所税、都市計画税、軽自動車税、市町村たばこ税などがある。

- ・ **地方譲与税・交付金** 本来地方税として徴収すべきであるが、徴収の困難さや税源の偏在などの理由により、国がいったん国税として徴収し、一定の基準に従って市町村に譲与するもの。地方道路譲与税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金などがある。

- ・ **普通交付税** 国が徴収した税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を地方公共団体（都道府県・市町村）に配分するもの。地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地方公共団体においても住民が標準的な水準の行政サービスを受けられるようにするという機能を持っている。
基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して交付される。

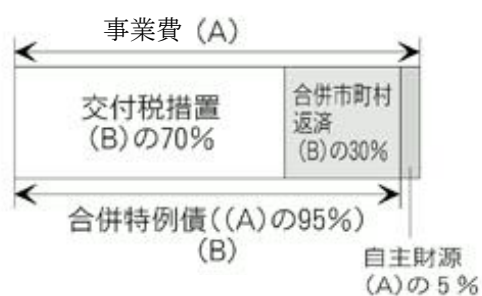
- ・ **基準財政収入額** 普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体の財政力を合理的、かつ、客観的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算出した額。

- ・ **基準財政需要額** 普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準の行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的、かつ、客観的に算定した一般財源の額。

- ・ **特別交付税** 普通交付税の機能を補完するための制度で、普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付される。例として災害など突発的で影響が大きいものが対象とされる。

- ・国・県支出金 国、県から市町村に対して支出される負担金、補助金、委託金、交付金。
- ・地方債(市債・町債) 市町村が主に道路やごみ処理施設、学校などの施設整備の際に国や民間金融機関などから長期的に借り入れる資金のこと。
- ・合併特例債 合併後の新市が新市建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費や、地域振興のための基金の積立てに要する経費について、合併年度及びこれに続く10年度に限り地方債（合併特例債）を財源とすることができる。合併特例債は、事業費の95%に充当することができ、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される。

○合併特例債による財政措置



- ・臨時財政対策債 平成13年度の地方財政対策において、地方財源の不足に対処するため、平成13年度から15年度までの3年間、地方債を各市町村において発行することとされたものであり、この元利償還金は基準財政需要額に算入されることになっている。なお、臨時財政対策債は、16年度から18年度までの3年間についても発行することとされた。

(2) 歳出

- ・ 人件費
特別職、議員及び一般職の給与、手当、共済費、退職金等の経費。

- ・ 扶助費
社会保障制度の一環として、被扶助者に対して支給される経費。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の法令に基づくもののほか、市町村単独の施策として行う経費も含まれる。

- ・ 公債費
地方債の元利償還金や利子の支払いに要する経費。

- ・ 物件費
人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の市町村が支出する消費的経費の総称。賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料などが含まれる。

- ・ 補助費等
様々な団体への補助金、負担金、報償費、寄附金などの経費。

- ・ 投資的経費
道路、学校、住宅等の建設等行政水準の向上に直接寄与する普通建設事業費や災害復旧事業費などの経費。

4 財政シミュレーションのパターン

(1) 合併しない場合

① 相模原市
② 城山町
③ 津久井町
④ 相模湖町
⑤ 1市3町単純合計

(2) 合併する場合

① 新市（合併特例債発行なし）
② 新市（合併特例債 50%発行）
③ 新市（合併特例債 100%発行）

（財政シミュレーションをご覧いただく際の留意点）

- この財政シミュレーションは、様々な仮定の積み重ねの上に行ったものです。（詳細の条件設定は、2ページから4ページを参照して下さい。）
- 財政シミュレーションは、財政制度の変更や社会経済状況の変化により、大きな影響を受けます。（特にいわゆる三位一体の改革による地方交付税制度の変更や扶助費の動向の変化）
- 今回のシミュレーションは、都市経営の視点から実施したのではなく、1市3町共通の考え方で条件設定をしていますので、個々の市町の実際の行政運営とは異なります。
- 投資的経費をどのように設定するかで、財政運営は大きく異なります。
- 「合併する場合」には、投資的経費と形式収支のプラスの分を合わせた中でまちづくりの将来ビジョンを実現するための様々な施策を実施していくことが可能となります。
- 表内の数値は、百万円未満を四捨五入していますので、個々の費目を積み上げた数値と合計が合わない場合があります。

5 財政シミュレーション結果

(1) 合併しない場合

①相模原市

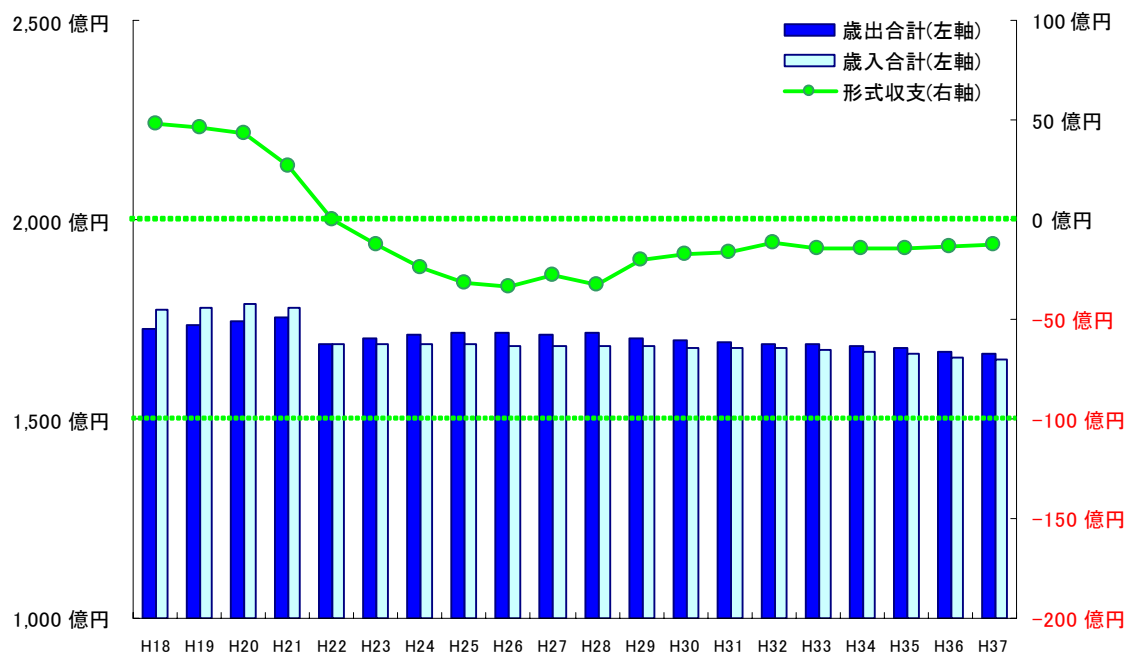
(単位:百万円)

歳入	市税	地方譲与税・ 交付金	地方交付税 (1)	地方交付税 (2)	国・県支出金	市債	その他	歳入合計
平成18年度	92,563	14,436	518	939	29,215	19,116	20,538	177,326
平成19年度	92,121	14,449	518	7,717	29,848	12,930	20,538	178,121
平成20年度	91,697	14,463	518	8,023	30,460	12,920	20,538	178,620
平成21年度	91,243	14,473	518	8,330	31,048	12,908	19,538	178,058
平成22年度	90,847	14,487	518	8,637	26,854	9,310	18,126	168,780
平成23年度	90,573	14,514	518	8,637	27,379	9,307	17,748	168,676
平成24年度	90,266	14,536	518	8,637	27,866	9,302	17,538	168,663
平成25年度	89,747	14,535	518	8,637	28,311	9,287	17,538	168,572
平成26年度	89,241	14,535	518	8,637	28,709	9,272	17,538	168,449
平成27年度	88,729	14,532	518	8,637	29,058	9,256	17,538	168,269
平成28年度	88,333	14,541	518	8,637	29,354	9,247	17,538	168,168
平成29年度	87,978	14,553	518	8,637	29,595	9,239	17,538	168,057
平成30年度	87,644	14,566	518	8,637	29,778	9,232	17,538	167,912
平成31年度	87,359	14,583	518	8,637	29,900	9,227	17,538	167,763
平成32年度	87,124	14,604	518	8,637	29,962	9,225	17,538	167,608
平成33年度	86,887	14,616	518	8,637	29,962	9,223	17,538	167,381
平成34年度	86,657	14,627	518	8,472	29,962	9,221	17,538	166,995
平成35年度	86,446	14,632	518	8,137	29,962	9,220	17,538	166,454
平成36年度	86,208	14,655	518	7,466	29,962	9,217	17,538	165,563
平成37年度	85,942	14,676	518	7,035	29,962	9,213	17,538	164,885

地方交付税(1)…従来の普通交付税と特別交付税

地方交付税(2)…臨時財政対策債償還金相当額と臨時財政対策債代替措置分(平成19年度以降)

歳出	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	投資的経費	その他	歳出合計	歳入合計	形式収支
平成18年度	36,062	27,952	18,523	22,164	7,992	30,104	29,745	172,541	177,326	4,785
平成19年度	36,062	29,149	18,562	22,094	7,829	30,104	29,681	173,481	178,121	4,640
平成20年度	36,132	30,308	18,641	22,025	7,670	30,104	29,431	174,311	178,620	4,308
平成21年度	36,500	31,421	19,027	21,955	7,514	30,104	28,871	175,392	178,058	2,666
平成22年度	36,644	32,478	19,299	21,887	7,362	22,823	28,287	168,780	168,780	0
平成23年度	36,187	33,471	20,094	21,818	7,212	22,823	28,369	169,974	168,676	-1,298
平成24年度	36,261	34,393	20,358	21,749	7,066	22,823	28,451	171,101	168,663	-2,438
平成25年度	36,194	35,234	20,378	21,681	6,922	22,823	28,534	171,767	168,572	-3,195
平成26年度	36,698	35,989	19,280	21,613	6,781	22,823	28,617	171,802	168,449	-3,353
平成27年度	36,801	36,649	17,847	21,545	6,644	22,823	28,701	171,010	168,269	-2,741
平成28年度	37,198	37,210	17,467	21,477	6,509	22,823	28,784	171,469	168,168	-3,301
平成29年度	36,401	37,665	16,526	21,410	6,376	22,823	28,868	170,069	168,057	-2,012
平成30年度	36,062	38,011	16,217	21,343	6,247	22,823	28,952	169,655	167,912	-1,743
平成31年度	36,184	38,243	15,712	21,276	6,120	22,823	29,036	169,394	167,763	-1,632
平成32年度	36,135	38,360	15,135	21,209	5,995	22,823	29,121	168,779	167,608	-1,170
平成33年度	36,062	38,360	15,332	21,142	5,874	22,823	29,205	168,799	167,381	-1,418
平成34年度	36,062	38,360	15,026	21,076	5,754	22,823	29,290	168,392	166,995	-1,397
平成35年度	36,062	38,360	14,618	21,010	5,637	22,823	29,375	167,887	166,454	-1,433
平成36年度	36,062	38,360	13,734	20,944	5,523	22,823	29,461	166,907	165,563	-1,344
平成37年度	36,062	38,360	13,101	20,878	5,411	22,823	29,547	166,182	164,885	-1,297



②城山町

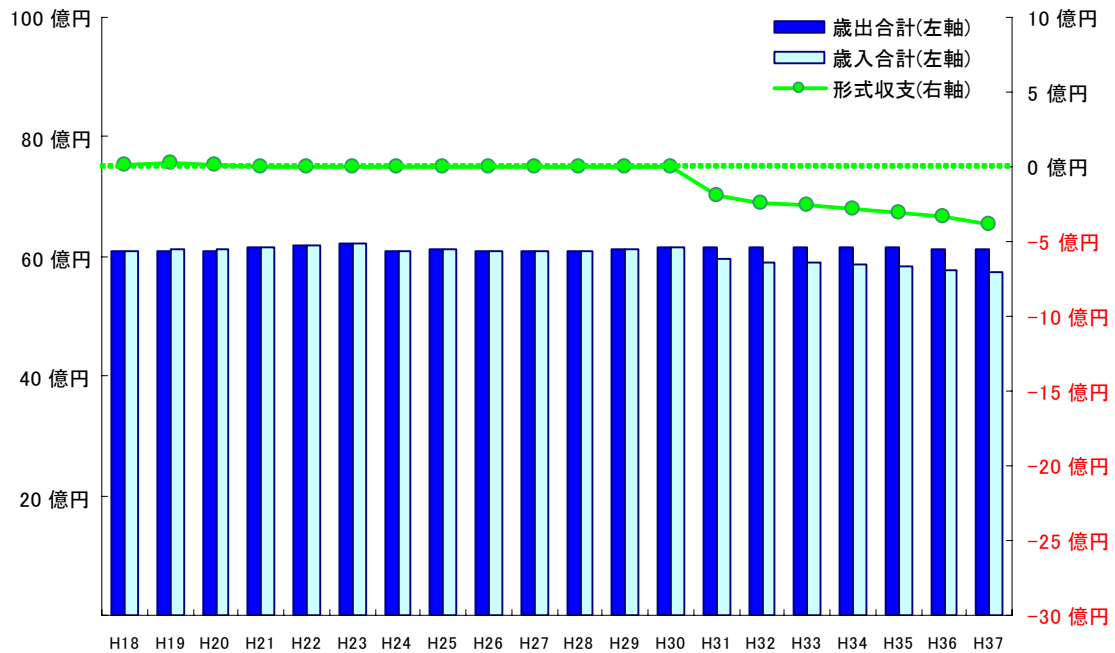
(単位:百万円)

歳入	町税	地方譲与税・交付金	地方交付税(1)	地方交付税(2)	国・県支出金	町債	その他	歳入合計
平成18年度	3,052	578	624	55	520	468	804	6,101
平成19年度	3,031	572	624	500	530	60	804	6,121
平成20年度	3,005	566	624	520	539	59	804	6,118
平成21年度	2,979	560	624	540	548	58	842	6,152
平成22年度	2,957	555	624	561	556	58	871	6,182
平成23年度	2,940	550	624	561	564	58	908	6,204
平成24年度	2,920	545	624	561	572	57	823	6,103
平成25年度	2,892	540	624	561	578	56	862	6,113
平成26年度	2,863	534	624	561	584	55	872	6,094
平成27年度	2,835	528	624	561	590	55	895	6,087
平成28年度	2,813	523	624	561	594	54	935	6,104
平成29年度	2,792	518	624	561	598	53	980	6,126
平成30年度	2,779	514	624	561	601	53	1,007	6,138
平成31年度	2,764	509	624	561	603	53	840	5,954
平成32年度	2,750	505	624	561	604	53	804	5,900
平成33年度	2,740	501	624	561	604	52	804	5,886
平成34年度	2,731	497	624	552	604	52	804	5,865
平成35年度	2,722	493	624	534	604	52	804	5,834
平成36年度	2,713	490	624	493	604	52	804	5,780
平成37年度	2,705	486	624	465	604	52	804	5,740

地方交付税(1)…従来の普通交付税と特別交付税

地方交付税(2)…臨時財政対策債償還金相当額と臨時財政対策債代替措置分(平成19年度以降)

歳出	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	投資的経費	その他	歳出合計	歳入合計	形式収支
平成18年度	1,804	349	415	1,046	1,209	376	891	6,090	6,101	11
平成19年度	1,794	364	468	1,056	1,127	376	908	6,093	6,121	28
平成20年度	1,794	378	454	1,066	1,135	376	898	6,101	6,118	17
平成21年度	1,794	392	463	1,076	1,170	376	881	6,152	6,152	0
平成22年度	1,794	406	408	1,087	1,230	376	882	6,182	6,182	0
平成23年度	1,794	418	362	1,097	1,276	376	882	6,204	6,204	0
平成24年度	1,794	430	333	1,108	1,180	376	882	6,103	6,103	0
平成25年度	1,794	440	311	1,118	1,192	376	883	6,113	6,113	0
平成26年度	1,794	449	270	1,129	1,192	376	883	6,094	6,094	0
平成27年度	1,794	458	243	1,140	1,193	376	884	6,087	6,087	0
平成28年度	1,794	465	241	1,151	1,194	376	884	6,104	6,104	0
平成29年度	1,794	470	245	1,162	1,194	376	885	6,126	6,126	0
平成30年度	1,794	475	240	1,174	1,195	376	885	6,138	6,138	0
平成31年度	1,794	478	232	1,185	1,196	376	885	6,146	5,954	-192
平成32年度	1,794	479	218	1,196	1,197	376	886	6,146	5,900	-246
平成33年度	1,794	479	201	1,208	1,197	376	886	6,142	5,886	-255
平成34年度	1,794	479	193	1,220	1,198	376	887	6,147	5,865	-282
平成35年度	1,794	479	177	1,232	1,199	376	887	6,144	5,834	-310
平成36年度	1,794	479	136	1,243	1,200	376	888	6,116	5,780	-335
平成37年度	1,794	479	127	1,256	1,200	376	888	6,119	5,740	-379



③津久井町

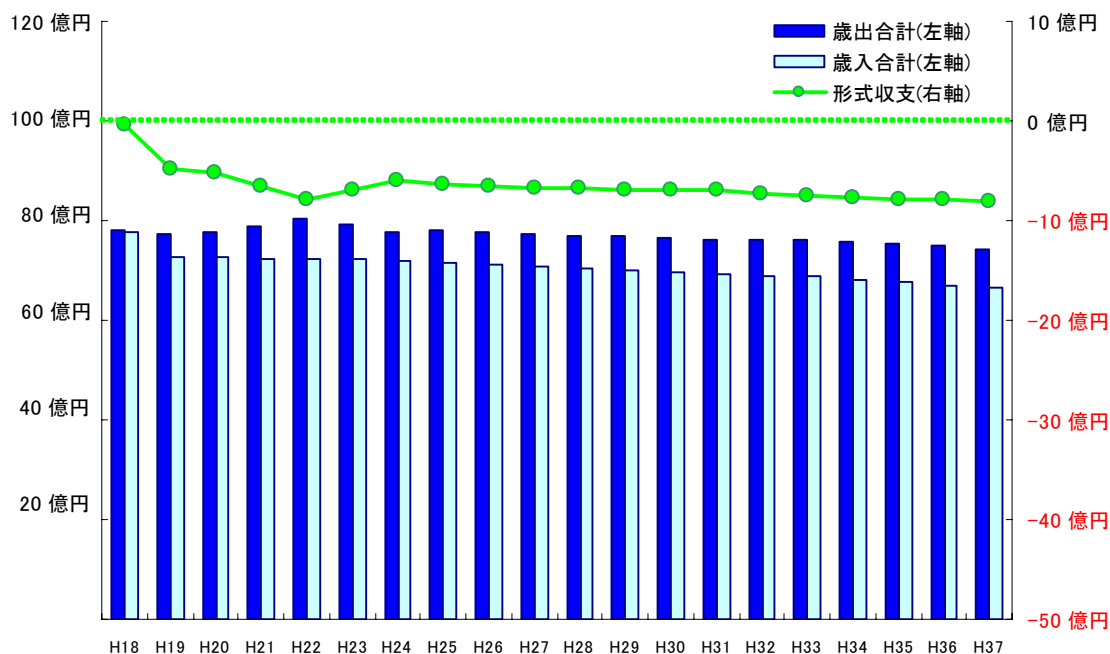
(単位:百万円)

歳入	町税	地方譲与税・ 交付金	地方交付税 (1)	地方交付税 (2)	国・県支出金	町債	その他	歳入合計
平成18年度	3,275	644	959	67	694	742	1,381	7,762
平成19年度	3,243	635	959	605	706	248	859	7,255
平成20年度	3,215	625	959	630	719	247	859	7,254
平成21年度	3,179	615	959	654	730	246	859	7,244
平成22年度	3,150	606	959	679	742	245	859	7,241
平成23年度	3,126	598	959	679	752	244	859	7,218
平成24年度	3,099	589	959	679	762	243	859	7,191
平成25年度	3,063	580	959	679	771	242	859	7,153
平成26年度	3,028	571	959	679	779	241	859	7,116
平成27年度	2,991	561	959	679	786	240	859	7,075
平成28年度	2,957	552	959	679	792	239	859	7,038
平成29年度	2,927	543	959	679	797	238	859	7,002
平成30年度	2,893	534	959	679	800	237	859	6,962
平成31年度	2,866	526	959	679	803	236	859	6,929
平成32年度	2,843	518	959	679	804	236	859	6,898
平成33年度	2,819	512	959	679	804	235	859	6,867
平成34年度	2,795	506	959	668	804	234	859	6,826
平成35年度	2,774	500	959	645	804	234	859	6,776
平成36年度	2,752	495	959	597	804	233	859	6,699
平成37年度	2,731	489	959	563	804	232	859	6,637

地方交付税(1)…従来の普通交付税と特別交付税

地方交付税(2)…臨時財政対策債償還金相当額と臨時財政対策債代替措置分(平成19年度以降)

歳出	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	投資的経費	その他	歳出合計	歳入合計	形式収支
平成18年度	2,383	450	506	1,048	1,535	875	1,006	7,803	7,762	-41
平成19年度	2,383	470	554	1,034	1,430	875	999	7,745	7,255	-490
平成20年度	2,383	488	581	1,021	1,437	875	992	7,778	7,254	-524
平成21年度	2,383	506	604	1,007	1,539	875	985	7,900	7,244	-656
平成22年度	2,383	523	621	994	1,647	875	978	8,021	7,241	-780
平成23年度	2,383	539	548	980	1,609	875	971	7,906	7,218	-688
平成24年度	2,383	554	553	967	1,481	875	964	7,778	7,191	-587
平成25年度	2,383	568	560	954	1,492	875	958	7,789	7,153	-636
平成26年度	2,383	580	545	942	1,490	875	951	7,765	7,116	-649
平成27年度	2,383	590	530	929	1,488	875	944	7,740	7,075	-665
平成28年度	2,383	600	505	917	1,486	875	938	7,703	7,038	-665
平成29年度	2,383	607	506	904	1,484	875	931	7,690	7,002	-688
平成30年度	2,383	612	480	892	1,482	875	924	7,649	6,962	-687
平成31年度	2,383	616	478	880	1,480	875	918	7,630	6,929	-701
平成32年度	2,383	618	489	869	1,478	875	912	7,623	6,898	-725
平成33年度	2,383	618	503	857	1,476	875	905	7,617	6,867	-750
平成34年度	2,383	618	499	846	1,474	875	899	7,594	6,826	-768
平成35年度	2,383	618	481	834	1,472	875	893	7,556	6,776	-780
平成36年度	2,383	618	437	823	1,470	875	886	7,493	6,699	-794
平成37年度	2,383	618	402	812	1,468	875	880	7,438	6,637	-801



④相模湖町

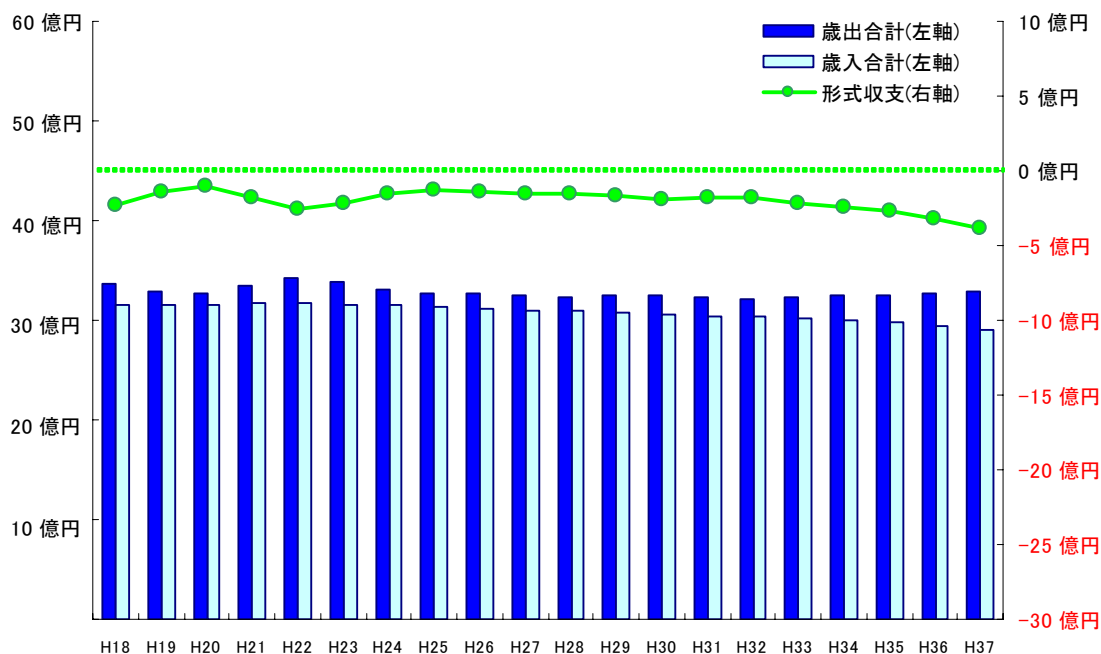
(単位:百万円)

歳入	町税	地方譲与税・ 交付金	地方交付税 (1)	地方交付税 (2)	国・県支出金	町債	その他	歳入合計
平成18年度	988	223	920	35	404	288	287	3,146
平成19年度	976	221	920	319	408	27	283	3,154
平成20年度	967	219	920	332	412	26	283	3,160
平成21年度	957	217	920	345	416	26	283	3,164
平成22年度	945	214	920	358	419	26	283	3,166
平成23年度	936	212	920	358	422	26	283	3,158
平成24年度	927	210	920	358	425	26	283	3,149
平成25年度	913	207	920	358	428	25	283	3,134
平成26年度	900	204	920	358	431	25	283	3,120
平成27年度	884	200	920	358	433	24	283	3,103
平成28年度	871	198	920	358	435	24	283	3,089
平成29年度	859	195	920	358	436	24	283	3,075
平成30年度	847	192	920	358	437	23	283	3,061
平成31年度	835	189	920	358	438	23	283	3,047
平成32年度	824	186	920	358	438	22	283	3,032
平成33年度	812	185	920	358	438	22	283	3,019
平成34年度	803	183	920	353	438	22	283	3,002
平成35年度	794	181	920	341	438	21	283	2,979
平成36年度	785	179	920	315	438	21	283	2,942
平成37年度	775	178	920	297	438	21	283	2,912

地方交付税(1)…従来の普通交付税と特別交付税

地方交付税(2)…臨時財政対策債償還金相当額と臨時財政対策債代替措置分(平成19年度以降)

歳出	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	投資的経費	その他	歳出合計	歳入合計	形式収支
平成18年度	976	131	377	565	669	128	525	3,371	3,146	-225
平成19年度	934	136	368	568	625	128	535	3,294	3,154	-140
平成20年度	910	142	341	572	628	128	544	3,264	3,160	-104
平成21年度	910	147	352	575	681	128	554	3,346	3,164	-183
平成22年度	910	152	367	578	723	128	563	3,420	3,166	-255
平成23年度	910	157	343	581	689	128	573	3,380	3,158	-222
平成24年度	910	161	290	584	649	128	583	3,305	3,149	-157
平成25年度	910	165	226	588	654	128	594	3,264	3,134	-130
平成26年度	910	168	210	591	654	128	604	3,265	3,120	-144
平成27年度	910	171	180	594	653	128	615	3,251	3,103	-148
平成28年度	910	174	153	598	653	128	625	3,240	3,089	-151
平成29年度	910	176	138	601	652	128	636	3,242	3,075	-167
平成30年度	910	178	128	604	652	128	648	3,247	3,061	-187
平成31年度	910	179	96	608	651	128	659	3,230	3,047	-184
平成32年度	910	179	65	611	651	128	671	3,215	3,032	-183
平成33年度	910	179	66	615	651	128	682	3,231	3,019	-212
平成34年度	910	179	63	618	650	128	694	3,242	3,002	-240
平成35年度	910	179	48	622	650	128	706	3,243	2,979	-264
平成36年度	910	179	50	625	649	128	719	3,260	2,942	-318
平成37年度	910	179	67	629	649	128	731	3,293	2,912	-381



⑤1市3町単純合計

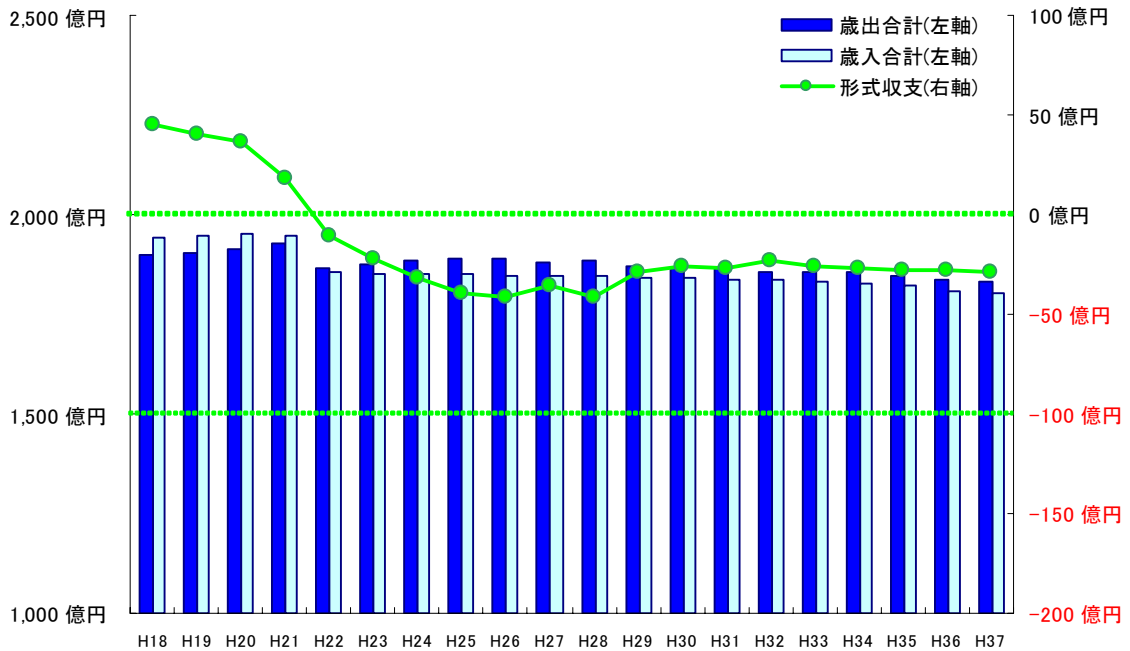
(単位:百万円)

歳入	市税・町税	地方譲与税・交付金	地方交付税(1)	地方交付税(2)	国・県支出金	市債・町債	その他	歳入合計
平成18年度	99,878	15,881	3,021	1,096	30,833	20,615	23,010	194,334
平成19年度	99,371	15,877	3,021	9,141	31,492	13,264	22,484	194,650
平成20年度	98,884	15,873	3,021	9,505	32,130	13,252	22,484	195,149
平成21年度	98,358	15,865	3,021	9,869	32,742	13,239	21,522	194,616
平成22年度	97,899	15,862	3,021	10,235	28,571	9,639	20,139	185,366
平成23年度	97,575	15,874	3,021	10,235	29,117	9,635	19,799	185,256
平成24年度	97,212	15,880	3,021	10,235	29,625	9,628	19,503	185,104
平成25年度	96,615	15,862	3,021	10,235	30,088	9,610	19,542	184,973
平成26年度	96,032	15,844	3,021	10,235	30,503	9,593	19,553	184,781
平成27年度	95,439	15,821	3,021	10,235	30,867	9,575	19,575	184,533
平成28年度	94,974	15,814	3,021	10,235	31,175	9,563	19,615	184,397
平成29年度	94,556	15,809	3,021	10,235	31,426	9,554	19,660	184,261
平成30年度	94,163	15,806	3,021	10,235	31,616	9,545	19,687	184,073
平成31年度	93,824	15,807	3,021	10,235	31,744	9,539	19,520	183,690
平成32年度	93,541	15,813	3,021	10,235	31,808	9,536	19,484	183,438
平成33年度	93,258	15,814	3,021	10,235	31,808	9,532	19,484	183,152
平成34年度	92,986	15,813	3,021	10,045	31,808	9,529	19,484	182,686
平成35年度	92,736	15,806	3,021	9,657	31,808	9,527	19,484	182,039
平成36年度	92,458	15,819	3,021	8,871	31,808	9,523	19,484	180,984
平成37年度	92,153	15,829	3,021	8,360	31,808	9,518	19,484	180,173

地方交付税(1)…従来の普通交付税と特別交付税

地方交付税(2)…臨時財政対策債償還金相当額と臨時財政対策債代替措置分(平成19年度以降)

歳出	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	投資的経費	その他	歳出合計	歳入合計	形式収支
平成18年度	41,225	28,882	19,821	24,823	11,405	31,483	32,167	189,806	194,334	4,528
平成19年度	41,173	30,119	19,952	24,752	11,011	31,483	32,123	190,613	194,650	4,037
平成20年度	41,219	31,316	20,017	24,684	10,870	31,483	31,865	191,454	195,149	3,695
平成21年度	41,587	32,466	20,446	24,613	10,904	31,483	31,291	192,790	194,616	1,826
平成22年度	41,731	33,559	20,695	24,546	10,962	24,202	30,710	186,405	185,366	-1,039
平成23年度	41,274	34,585	21,347	24,476	10,786	24,202	30,795	187,465	185,256	-2,209
平成24年度	41,348	35,538	21,534	24,408	10,376	24,202	30,880	188,286	185,104	-3,182
平成25年度	41,281	36,407	21,475	24,341	10,260	24,202	30,969	188,935	184,973	-3,962
平成26年度	41,785	37,186	20,305	24,275	10,117	24,202	31,055	188,925	184,781	-4,144
平成27年度	41,888	37,868	18,800	24,208	9,978	24,202	31,144	188,088	184,533	-3,555
平成28年度	42,285	38,449	18,366	24,143	9,842	24,202	31,231	188,518	184,397	-4,121
平成29年度	41,488	38,918	17,415	24,077	9,706	24,202	31,320	187,126	184,261	-2,865
平成30年度	41,149	39,276	17,065	24,013	9,576	24,202	31,409	186,690	184,073	-2,617
平成31年度	41,271	39,516	16,518	23,949	9,447	24,202	31,498	186,401	183,690	-2,711
平成32年度	41,222	39,636	15,907	23,885	9,321	24,202	31,590	185,763	183,438	-2,325
平成33年度	41,149	39,636	16,102	23,822	9,198	24,202	31,678	185,787	183,152	-2,635
平成34年度	41,149	39,636	15,781	23,760	9,076	24,202	31,770	185,374	182,686	-2,688
平成35年度	41,149	39,636	15,324	23,698	8,958	24,202	31,861	184,828	182,039	-2,789
平成36年度	41,149	39,636	14,357	23,635	8,842	24,202	31,954	183,775	180,984	-2,791
平成37年度	41,149	39,636	13,697	23,575	8,728	24,202	32,046	183,033	180,173	-2,860



(2) 合併する場合

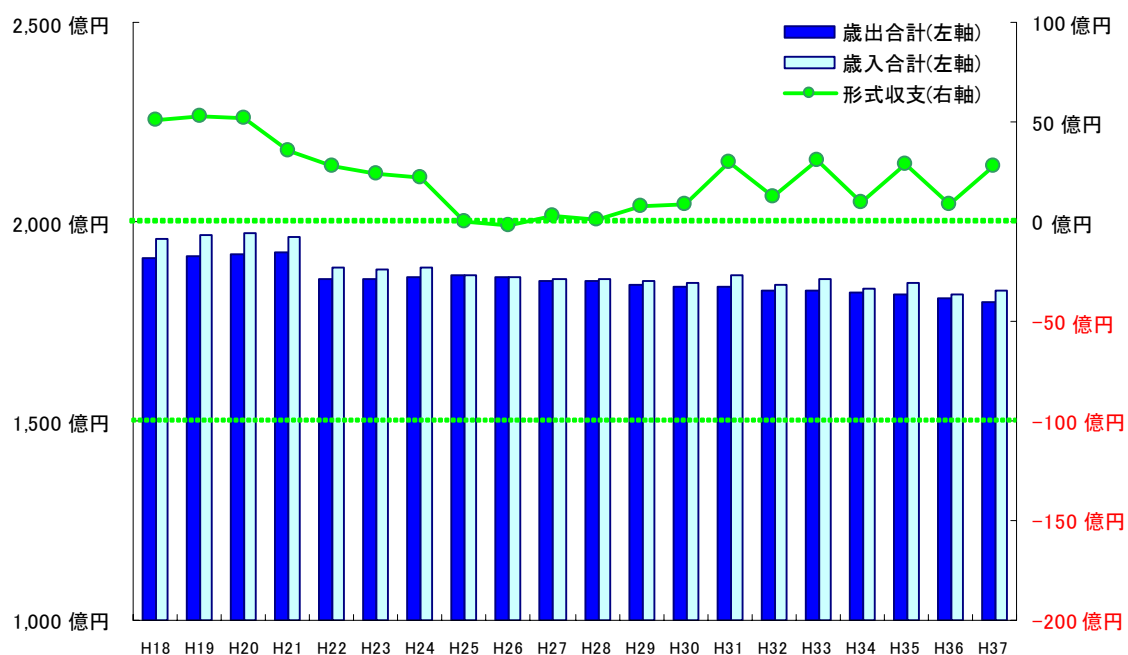
①新市（合併特例債発行なし）

(単位: 百万円)

歳入	市税	地方譲与税・交付金	地方交付税(1)	地方交付税(2)	国・県支出金	市債	その他	歳入合計
平成18年度	99,878	15,881	3,947	1,096	31,083	20,615	23,359	195,858
平成19年度	99,371	15,877	3,817	9,141	31,742	13,264	23,351	196,562
平成20年度	98,884	15,873	3,752	9,506	32,380	13,252	23,352	196,999
平成21年度	98,358	15,865	3,622	9,870	32,742	13,239	22,353	196,048
平成22年度	97,900	15,862	3,622	10,235	28,571	9,639	22,444	188,273
平成23年度	97,766	15,874	3,022	10,235	29,118	9,635	22,445	188,094
平成24年度	97,411	15,880	3,022	10,235	29,625	9,628	22,447	188,247
平成25年度	96,823	15,861	3,022	10,235	30,088	9,610	20,677	186,316
平成26年度	96,249	15,843	3,022	10,235	30,503	9,593	20,486	185,930
平成27年度	95,666	15,822	3,022	10,235	30,867	9,575	20,450	185,637
平成28年度	95,202	15,813	2,963	10,235	31,175	9,563	20,452	185,404
平成29年度	94,783	15,809	2,845	10,235	31,426	9,554	20,453	185,105
平成30年度	94,391	15,806	2,698	10,235	31,616	9,545	20,454	184,745
平成31年度	94,052	15,807	2,592	10,235	31,744	9,539	22,455	186,425
平成32年度	93,768	15,813	2,487	10,235	31,808	9,536	20,457	184,103
平成33年度	93,485	15,814	2,434	10,235	31,808	9,532	22,458	185,766
平成34年度	93,214	15,813	2,434	10,044	31,808	9,529	20,459	183,302
平成35年度	92,963	15,807	2,434	9,658	31,808	9,527	22,461	184,658
平成36年度	92,684	15,818	2,434	8,872	31,808	9,523	20,462	181,601
平成37年度	92,380	15,829	2,434	8,360	31,808	9,518	22,463	182,793

地方交付税(1)…従来の普通交付税と特別交付税、合併特例債償還金相当額の70%、合併支援措置
 地方交付税(2)…臨時財政対策債償還金相当額と臨時財政対策債代替措置分(平成19年度以降)

歳出	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	投資的経費	その他	歳出合計	歳入合計	形式収支
平成18年度	41,382	28,882	19,821	24,163	8,636	31,483	36,438	190,805	195,858	5,054
平成19年度	41,155	30,119	19,952	23,871	8,471	31,483	36,217	191,268	196,562	5,294
平成20年度	41,024	31,317	20,018	23,580	8,310	31,483	36,112	191,844	196,999	5,155
平成21年度	41,216	32,466	20,446	23,289	8,153	31,483	35,401	192,452	196,048	3,596
平成22年度	41,183	33,559	20,695	22,997	7,998	24,203	34,868	185,503	188,273	2,769
平成23年度	40,490	34,585	21,346	22,706	7,847	24,203	34,545	185,722	188,094	2,373
平成24年度	40,396	35,537	21,535	22,415	7,698	24,203	34,295	186,078	188,247	2,169
平成25年度	40,329	36,407	21,474	22,123	7,553	24,203	34,227	186,316	186,316	0
平成26年度	40,833	37,186	20,305	21,832	7,411	24,203	34,314	186,083	185,930	-153
平成27年度	40,936	37,869	18,801	21,540	7,271	24,203	34,710	185,329	185,637	308
平成28年度	41,333	38,448	18,366	21,249	7,134	24,203	34,581	185,313	185,404	90
平成29年度	40,536	38,918	17,415	20,958	7,000	24,203	35,327	184,357	185,105	748
平成30年度	40,197	39,275	17,065	20,666	6,869	24,203	35,569	183,844	184,745	901
平成31年度	40,319	39,516	16,517	20,375	6,740	24,203	35,756	183,427	186,425	2,999
平成32年度	40,270	39,637	15,908	20,084	6,614	24,203	36,118	182,833	184,103	1,270
平成33年度	40,197	39,637	16,102	20,084	6,491	24,203	35,996	182,708	185,766	3,058
平成34年度	40,197	39,637	16,102	20,084	6,370	24,203	36,030	182,301	183,302	1,001
平成35年度	40,197	39,637	15,325	20,084	6,251	24,203	36,041	181,737	184,658	2,921
平成36年度	40,197	39,637	14,357	20,084	6,135	24,203	36,101	180,713	181,601	888
平成37年度	40,197	39,637	13,696	20,084	6,021	24,203	36,130	179,968	182,793	2,825



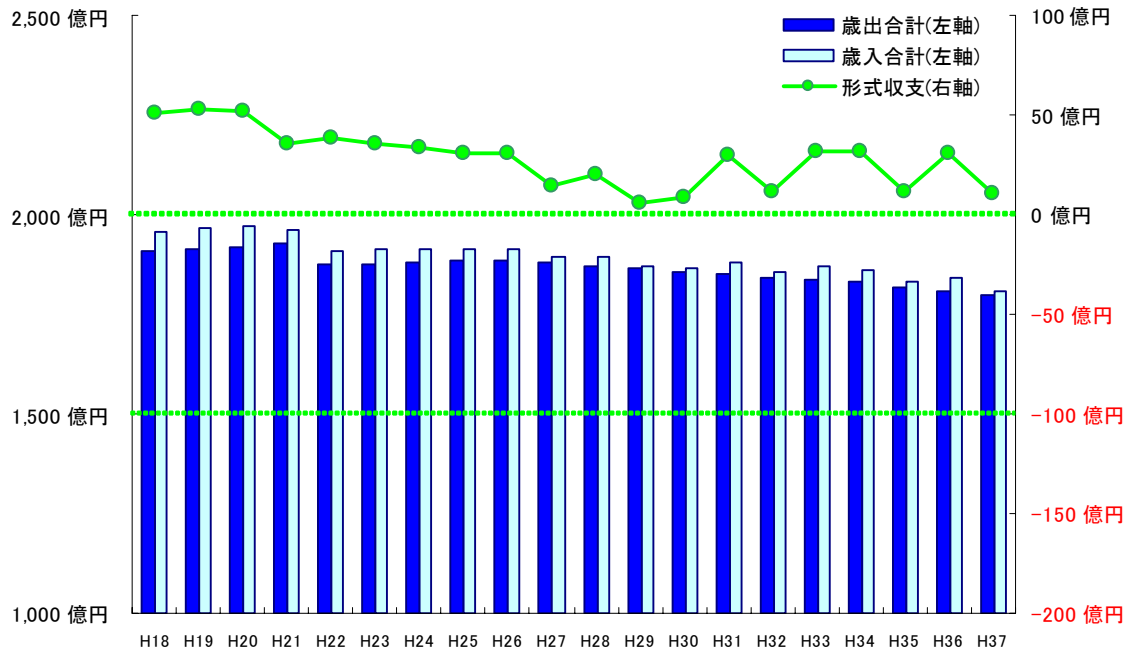
②新市（合併特例債 50%発行）

（単位：百万円）

歳入	市税	地方譲与税・交付金	地方交付税(1)	地方交付税(2)	国・県支出金	市債	その他	歳入合計
平成18年度	99,878	15,881	3,947	1,096	31,083	20,615	23,359	195,858
平成19年度	99,371	15,877	3,849	9,141	31,742	13,264	23,351	196,594
平成20年度	98,884	15,873	3,816	9,506	32,380	13,252	23,352	197,063
平成21年度	98,358	15,865	3,918	9,870	32,742	13,239	22,353	196,344
平成22年度	97,900	15,862	4,146	10,235	28,571	11,926	22,444	191,084
平成23年度	97,766	15,874	3,770	10,235	29,118	11,922	22,445	191,130
平成24年度	97,411	15,880	3,990	10,235	29,625	11,915	22,447	191,503
平成25年度	96,823	15,861	4,206	10,235	30,088	11,897	22,448	191,559
平成26年度	96,249	15,843	4,418	10,235	30,503	11,880	22,449	191,577
平成27年度	95,666	15,822	4,627	10,235	30,867	11,862	20,450	189,529
平成28年度	95,202	15,813	4,772	10,235	31,175	9,563	22,452	189,213
平成29年度	94,783	15,809	4,622	10,235	31,426	9,554	20,453	186,882
平成30年度	94,391	15,806	4,443	10,235	31,616	9,545	20,454	186,490
平成31年度	94,052	15,807	4,105	10,235	31,744	9,539	22,455	187,938
平成32年度	93,768	15,813	3,771	10,235	31,808	9,536	20,457	185,388
平成33年度	93,485	15,814	3,494	10,235	31,808	9,532	22,458	186,827
平成34年度	93,214	15,813	3,274	10,044	31,808	9,529	22,459	186,142
平成35年度	92,963	15,807	2,858	9,658	31,808	9,527	20,461	183,082
平成36年度	92,684	15,818	2,846	8,872	31,808	9,523	22,462	184,013
平成37年度	92,380	15,829	2,638	8,360	31,808	9,518	20,463	180,997

地方交付税(1)…従来の普通交付税と特別交付税、合併特例債償還金相当額の70%、合併支援措置
 地方交付税(2)…臨時財政対策債償還金相当額と臨時財政対策債代替措置分(平成19年度以降)

歳出	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	投資的経費	その他	歳出合計	歳入合計	形式収支
平成18年度	41,382	28,882	19,821	24,163	8,636	31,483	36,438	190,805	195,858	5,054
平成19年度	41,155	30,119	19,952	23,871	8,471	31,483	36,233	191,284	196,594	5,310
平成20年度	41,024	31,317	20,018	23,580	8,310	31,483	36,144	191,876	197,063	5,187
平成21年度	41,216	32,466	20,731	23,289	8,153	31,483	35,406	192,743	196,344	3,601
平成22年度	41,183	33,559	21,438	22,997	7,998	24,203	35,903	187,280	191,084	3,804
平成23年度	40,490	34,585	22,005	22,706	7,847	24,203	35,733	187,569	191,130	3,561
平成24年度	40,396	35,537	22,394	22,415	7,698	24,203	35,493	188,136	191,503	3,367
平成25年度	40,329	36,407	22,529	22,123	7,553	24,203	35,321	188,465	191,559	3,094
平成26年度	40,833	37,186	21,663	21,832	7,411	24,203	35,382	188,509	191,577	3,068
平成27年度	40,936	37,869	20,456	21,540	7,271	24,203	35,828	188,103	189,529	1,426
平成28年度	41,333	38,448	20,313	21,249	7,134	24,203	34,512	187,191	189,213	2,021
平成29年度	40,536	38,918	19,606	20,958	7,000	24,203	35,120	186,341	186,882	541
平成30年度	40,197	39,275	18,921	20,666	6,869	24,203	35,513	185,645	186,490	845
平成31年度	40,319	39,516	18,041	20,375	6,740	24,203	35,751	184,945	187,938	2,993
平成32年度	40,270	39,637	17,395	20,084	6,614	24,203	36,016	184,219	185,388	1,169
平成33年度	40,197	39,637	16,980	20,084	6,491	24,203	36,087	183,678	186,827	3,149
平成34年度	40,197	39,637	16,344	20,084	6,370	24,203	36,169	183,003	186,142	3,140
平成35年度	40,197	39,637	15,293	20,084	6,251	24,203	36,269	181,934	183,082	1,149
平成36年度	40,197	39,637	14,308	20,084	6,135	24,203	36,331	180,895	184,013	3,119
平成37年度	40,197	39,637	13,350	20,084	6,021	24,203	36,405	179,897	180,997	1,100



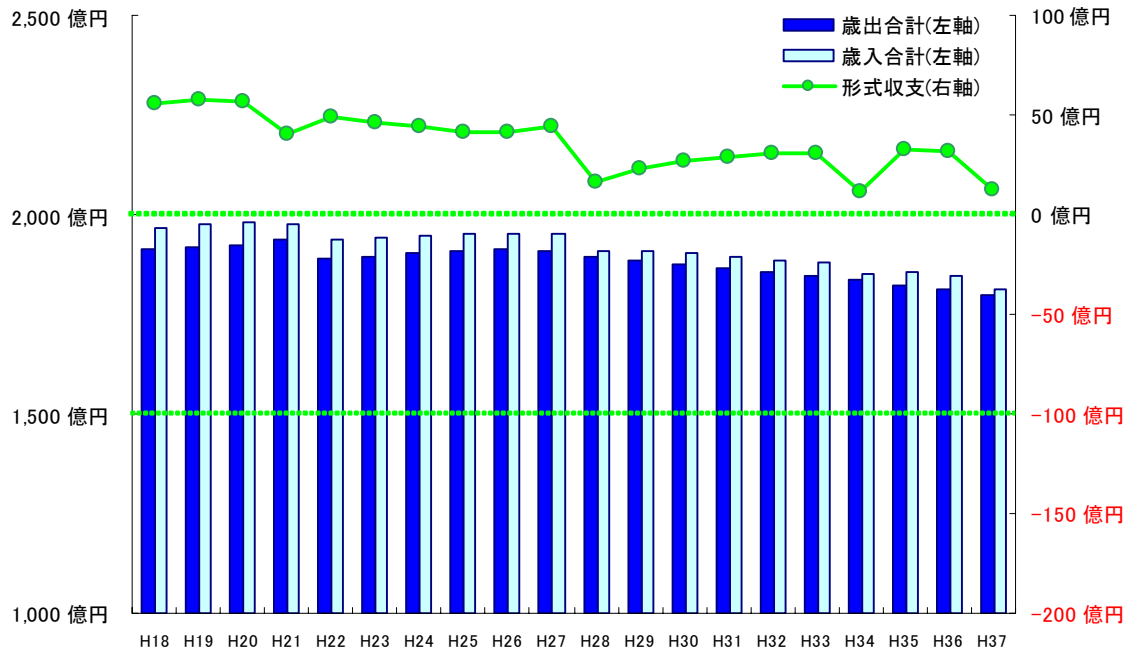
③新市（合併特例債 100%発行）

(単位:百万円)

歳入	市税	地方譲与税・交付金	地方交付税(1)	地方交付税(2)	国・県支出金	市債	その他	歳入合計
平成18年度	99,878	15,881	3,947	1,096	31,083	21,600	23,359	196,844
平成19年度	99,371	15,877	3,881	9,141	31,742	14,249	23,351	197,611
平成20年度	98,884	15,873	3,880	9,506	32,380	14,238	23,352	198,112
平成21年度	98,358	15,865	4,214	9,870	32,742	14,224	22,353	197,626
平成22年度	97,900	15,862	4,670	10,235	28,571	14,213	22,444	193,895
平成23年度	97,766	15,874	4,518	10,235	29,118	14,209	22,445	194,165
平成24年度	97,411	15,880	4,959	10,235	29,625	14,202	22,447	194,758
平成25年度	96,823	15,861	5,391	10,235	30,088	14,184	22,448	195,030
平成26年度	96,249	15,843	5,815	10,235	30,503	14,167	22,449	195,261
平成27年度	95,666	15,822	6,231	10,235	30,867	14,149	22,450	195,421
平成28年度	95,202	15,813	6,581	10,235	31,175	9,563	22,452	191,022
平成29年度	94,783	15,809	6,399	10,235	31,426	9,554	22,453	190,659
平成30年度	94,391	15,806	6,188	10,235	31,616	9,545	22,454	190,235
平成31年度	94,052	15,807	5,618	10,235	31,744	9,539	22,455	189,451
平成32年度	93,768	15,813	5,056	10,235	31,808	9,536	22,457	188,673
平成33年度	93,485	15,814	4,555	10,235	31,808	9,532	22,458	187,887
平成34年度	93,214	15,813	4,115	10,044	31,808	9,529	20,459	184,983
平成35年度	92,963	15,807	3,282	9,658	31,808	9,527	22,461	185,506
平成36年度	92,684	15,818	3,258	8,872	31,808	9,523	22,462	184,426
平成37年度	92,380	15,829	2,842	8,360	31,808	9,518	20,463	181,201

地方交付税(1)…従来の普通交付税と特別交付税、合併特例債償還金相当額の70%、合併支援措置
 地方交付税(2)…臨時財政対策債償還金相当額と臨時財政対策債代替措置分(平成19年度以降)

歳出	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	投資的経費	その他	歳出合計	歳入合計	形式収支
平成18年度	41,382	28,882	19,821	24,163	8,636	31,483	36,931	191,297	196,844	5,546
平成19年度	41,155	30,119	19,972	23,871	8,471	31,483	36,732	191,803	197,611	5,809
平成20年度	41,024	31,317	20,057	23,580	8,310	31,483	36,649	192,420	198,112	5,692
平成21年度	41,216	32,466	21,076	23,289	8,153	31,483	35,874	193,556	197,626	4,069
平成22年度	41,183	33,559	22,018	22,997	7,998	24,203	37,018	188,976	193,895	4,919
平成23年度	40,490	34,585	22,841	22,706	7,847	24,203	36,833	189,504	194,165	4,661
平成24年度	40,396	35,537	23,480	22,415	7,698	24,203	36,578	190,306	194,758	4,452
平成25年度	40,329	36,407	23,859	22,123	7,553	24,203	36,392	190,865	195,030	4,165
平成26年度	40,833	37,186	23,295	21,832	7,411	24,203	36,408	191,167	195,261	4,093
平成27年度	40,936	37,869	22,386	21,540	7,271	24,203	36,809	191,014	195,421	4,407
平成28年度	41,333	38,448	22,534	21,249	7,134	24,203	34,490	189,391	191,022	1,630
平成29年度	40,536	38,918	21,782	20,958	7,000	24,203	34,920	188,317	190,659	2,342
平成30年度	40,197	39,275	21,051	20,666	6,869	24,203	35,321	187,582	190,235	2,653
平成31年度	40,319	39,516	19,840	20,375	6,740	24,203	35,608	186,600	189,451	2,851
平成32年度	40,270	39,637	18,868	20,084	6,614	24,203	35,923	185,598	188,673	3,075
平成33年度	40,197	39,637	18,132	20,084	6,491	24,203	36,041	184,784	187,887	3,103
平成34年度	40,197	39,637	17,182	20,084	6,370	24,203	36,170	183,842	184,983	1,141
平成35年度	40,197	39,637	15,536	20,084	6,251	24,203	36,360	182,267	185,506	3,239
平成36年度	40,197	39,637	14,534	20,084	6,135	24,203	36,424	181,214	184,426	3,212
平成37年度	40,197	39,637	13,279	20,084	6,021	24,203	36,543	179,963	181,201	1,238



財政シミュレーションについての意見と対応方針（案）について

【対応するもの】

(1) 合併特例債について50%発行だけではなく、発行バリエーションを増やすべきである。

→（対応方針）

新たに「発行しない場合」、「100%発行する場合」についてもシミュレーションすることとする。

(2) 合併後15年経過後も推計すべきである。

→（対応方針）

5年先（平成37年）までの財政シミュレーションを作成する。

<5年先止まりとした理由>

合併特例債の償還は、2年据置、10年償還で推計しており、平成37年には、合併特例債の償還が終了する。

(3) 1市3町の単純合計を示すべきである。

→（対応方針）

対応する

<理由>

1市3町単純合計と合併した場合の新市の財政を比較することにより、合併における財政上のメリットが明らかになる。

【対応できないもの】

(1)政令指定都市となった場合の財政シミュレーションを示すべきである。

→ (対応方針)

対応できない

<理由>

政令指定都市になった場合の財政シミュレーションとして推計するための要因（例、行政区の設置数、石油ガス譲与税、当選金附証票発売に伴う歳入、国道県道の管理費用に伴う歳出など）をどの程度見込むかが難しく、見込む額により、黒字財政、赤字財政双方に転換する可能性があり、現段階では、財政シミュレーションはできない。

(2)将来像の中に「政令指定都市」という文言が入っている以上は、合併することによって、より多い人口増加を見込むべき。（新市の発展による人口増を見込むべき。）

→ (対応方針)

対応できない

<理由>

合併による人口増加については、具体的な数値が把握できないため、自然増減と社会増減を要因として人口推計を行う。

(3)相模原市は、普通交付税が不交付である。不交付を前提のシミュレーションにすべき。

→ (対応方針)

対応できない

<理由>

相模原市単独の場合は、普通交付税を不交付として推計しており、また、特別交付税は、過去5年間における最低の額で推計している。

シミュレーションの考え方として、「現行の制度が変わらないものとして推計する」こととしているので、臨時財政対策債償還金相当額などが普通交付税として交付されるという前提で財政シミュレーションを行う。

(4)一般会計であれば1市3町それぞれ財政の予算の組み方、会計のとり方が違っている。一般会計ベースでは、他団体との比較ができないので、普通会計で行うべき。

→ (対応方針)

対応できない

<理由>

普通会計は、個々の地方公共団体毎に各会計の範囲が異なっているために統計上用いられる会計区分である。例えば、津久井町の学校給食は

特別会計であるが、決算統計上は、普通会計に入る。相模原市や相模湖町は、中学校給食は、ミルク給食しか実施していないので、普通会計で比較すると、こうした部分が津久井町と異なってくる。

そもそも、今回の財政シミュレーションは、1市3町の比較を行うことが目的ではなく、合併しない場合と合併する場合を比較して検討していただくことを目的としている。

また、実務上の問題として、介護保険特別会計など、事業によって普通会計に入れるものと入れないものがあり、事業レベルでの詳細な積み上げが必要になるので、一般会計として整理する。

【対応済のもの】

人件費を減らしていく推計をすべきではないか。

→（対応方針）

対応済み

<説明>

人件費については、スケールメリットにより職員を減らすことで削減ができると考えている。退職者の急増のため、退職手当が27年度や28年度に増えており、人件費の削減が見えにくいですが、職員1人当たり、人口155人を維持するような形での削減を盛り込んでいる。